

ユーラシア史的視点から見たイル＝ハン朝公文書

—イル＝ハン朝公文書研究の序論として—

四日市 康 博

キーワード

公文書 発令様式 モンゴル帝国 イル＝ハン朝 印章

はじめに

本報告では、モンゴル帝国から分裂してイラン・中央アジア方面に成立したモンゴル政権であるイル＝ハン朝の公文書について取り上げる。本報告で「官文書」ではなく「公文書」という語を使用するのは、扱う文書のなかに行政文書だけではなく、皇帝であるイル＝ハンが発給した勅令文書（王令）も含まれるからである。チンギス＝ハンの孫の代になってモンゴル帝国は元朝、イル＝ハン朝、チャガタ

イル＝ハン朝、ジュチ＝ハン朝に分裂したが、それでもなお、名目上は元朝の皇帝が四ハン国全体のハーン（大ハン）（*qa'an*）であり、元朝が宗主国であった。元朝以外の君主はハン（*qan*）を名乗り、ハーン（大ハン）を名乗ることはなかった。イル＝ハン朝の君主であるイル＝ハン（*il-khan*）も実質的には独立政権の君主ではあるものの、元朝からは王族である「諸王」として扱われていた。特にイル＝ハン朝はチンギス＝ハンの末子トルイ家の第三子フレグ（*Hülegü*）の一族が君主（イル＝ハン）となっていたこ

ユーラシア史的視点から見たイル＝ハン朝公文書（四日市）

とから、同じトルイ家から成立した元朝（大元ウルス）と親密な通交関係・通商関係を維持し、政治・経済・文化の各方面において中国文化の影響を受けていた。元朝とイル＝ハン朝の間では、数次にわたって使節交換がおこなわれ、新イル＝ハン即位の際には元朝から承認がなされただけでなく、元朝からイル＝ハンへの降嫁もおこなわれた¹⁾。そのため、初期のイル＝ハンたちは元朝の承認を受けてからイル＝ハンに即位していた²⁾。このことは、イル＝ハン朝の文書行政が元朝のそれから影響を受けていたひとつの背景であったと考えられる。つまり、イル＝ハン朝は他のハン国よりも中国文化の影響を深く受け、それが文書行政にも反映されていたのである。例えば、中国の文書様式に対応する発令様式、漢字朱印など中国的印章の使用、中国的な尊敬表現の模倣、中国的暦（十二支）の使用などである³⁾。

イル＝ハン朝では、君主のイル＝ハンおよび王族、重臣（Ar-Per. *Ar-nir-nir amir* / Mon. *ノヤン noyan*）たちはモンゴル・トルコ出身であった一方で、宰相・官吏や領民の多くはムスリム・ユダヤ・キリスト教徒であり、多様な民族・宗教から成る複合社会であった。元朝の場合と同様に、イル＝ハン宮廷や政府では通訳官や各言語専門の書記官が置かれ、多言語環境に対応する形で文書行政が施行された。モンゴル語・トルコ語系書記であるビチクチ（Mon.

bitigeči / Tur. *bingci*）とアラビア語・ペルシア語系書記のカータイプ（Ar-Per. *katib*）が併用され、また、モンゴル・中国的文書の特徴をも取り込んだイスラーム的書記術が発達した。イラン＝イスラームの書記術指南書にインシャー書記術の書があるが、そこには伝統的イスラーム的な書記術に加えてモンゴルの要素をもった文書様式についても記されている⁴⁾。

このように、イル＝ハン朝の文書様式には支配地域のイラン＝イスラーム的な要素と同時に支配者層であるモンゴルの要素も併存していた。イル＝ハン朝の文化や社会におけるモンゴルの要素とイラン＝イスラーム的要素の関係は時代によって変化したが、概してイル＝ハン朝前期には、その統治制度や社会制度にモンゴル遊牧文化的要素が色濃く反映されていたのに対して、第七代君主ガザン＝ハン（*Tazan Qan*）がイスラームに改宗して以降、モンゴル王族間にもイスラーム文化の受容が進み、以後、イル＝ハン宮廷においてもイスラーム的な文化要素の影響が顕著になってゆく。例えば、イル＝ハンの名を刻して発行されるコインには、当初、ウイグル文字モンゴル語の銘文や「大ハン」(*qayan*)の文字が刻されていたが、ガザン期以降は大ハンに代わって「神」Allahの文字が刻されるようになり、アラビア語のみの刻文を持つコインの割合も多くなる⁵⁾。文書

様式においてもこれと同じことが言える。文書の定型句や祈願句、印章、使用言語、文字などにおいてイスラーム的な要素が色濃くなってゆくのである。

一・イル＝ハン朝の公文書とは

イル＝ハン朝の公文書は主にイル＝ハンや后妃 (*qanun/khatun*)、王子 (*köbegin/shahzadeh*) の発布した勅書 (王令) と重臣・宰相が発布した官文書から成る。前者にはモンゴル語文書が多く、後者にはペルシア語文書が多い。そのため、従来の研究ではモンゴル語文書とペルシア語文書の研究はそれぞれ別個におこなわれる傾向が強く、モンゴル語文書はモンゴル帝国期の文書の伝統を受け継ぎ、ペルシア語文書はイスラーム文書の一類であると見なされてきた。しかし、近年はペルシア語文書にもモンゴル帝国期命令文書の要素が多く含まれ、逆にモンゴル語文書にもアラビア語・ペルシア語由来の語彙が少なからず含まれていることが明らかになるなど、両者を別個の様式を持った文書と見るのではなく、同じイル＝ハン朝公文書として同じ枠組み内で扱う必要性が指摘されている。特にシャイフ＝サフィー＝ウッディーン＝アルダビール聖廟伝来文書群 (*Documents from the Shaykh Sa'ī al-Dīn Ardabīl Shrine*) (以

後、本稿では「アルダビール文書」と称する) には表面がモンゴル語文書、裏面がペルシア語文書という表裏に二件の文書を含む合璧文書が数件含まれており、また、一件のペルシア語文書の中にトルコ文・モンゴル文・アラビア文が複合する文書の事例も多く確認されており、モンゴル語文書とペルシア語文書の相関性がいっそう明らかになった。アルダビール文書の研究の進展と共に、モンゴル語文書もペルシア語文書もモンゴル帝国期命令文書 (モンゴル命令文書) の一類型であることに変わりはなく、いずれもモンゴル帝国の文書様式と類似性を持ち、その構造や定型句など基本的にモンゴル帝国や元朝の公文書の様式と共通しているという事実が徐々に認識されるようになったのである。

モンゴル語文書は全体がウイグル文字で書かれており、印章の言語を除けば、一件の文書内でその他の言語と複合して書かれた事例は今のところほとんど見られない。イル＝ハン朝のモンゴル語文書は従来、イル＝ハンが発給した文書しか知られていなかったが、イラン国立博物館 (*Mūzah-yē Mellī-yē Irān*) で修復された新たなモンゴル語文面と漢字朱印が明らかになった文書がイル＝ハンではなく重臣である大アミールの発給文書であることが明らかになり、王令以外にモンゴル語の官文書の存在が初めて確認

ユーラシア史的視点から見たイル＝ハン朝公文書（四日市）

された。これにより、イル＝ハンのみならず、重臣のミールたちもモンゴル語で命令文書を発令していたことが明らかになった。一方、ペルシア語公文書、特に朱印が押印されている官文書（行政文書）は、一件の文書内で複数の言語が使用されていることが多い。その場合、本文はペルシア語であっても、冒頭定型句はトルコ語またはアラビア語・ペルシア語が使用されることが多く、結尾定型句（発令年月日と発令場所の提示）はほとんどの場合がアラビア語で書かれている。ただし、使用文字は言語にかかわらず一貫してアラビア文字で書かれているケースがほとんどである。

モンゴル帝国の命令文書様式では冒頭定型句の末尾で文書様式の宣言がなされるが、イル＝ハン朝の公文書でも同様に文書様式が宣言される。その文書様式に則れば、王令はモンゴル語で「ウゲ」(üge)、トルコ語で「ヤルリグ」(yarlıq)、ペルシア語で「ファルマーン」(farman)と宣言され、官文書は主にトルコ語で「スズ」(süz)と宣言される。「ウゲ」はモンゴル語、「スズ」はトルコ語で「言葉」を意味し、実際には皇帝の勅令以外の「命令」を指す。トルコ語の「ヤルリグ」(yarlıq)は貴人の「仰せ」を意味し、文書行政上では君主の「勅令」を指す。アラビア語の「ファルマーン」も同じく「勅令」を意味する。言語上、トル

コ語の「ヤルリグ」に対応するモンゴル語は「ジャルリグ」(yarlıq)であるが、イル＝ハン朝の文書行政上では「ヤルリグ」の言い換えとして「ジャルリグ」を使用せず、「ウゲ」が使用される。これは、建前上とはいえ宗主国である元朝を含めたモンゴル帝国全体の権力ヒエラルキーに準じているためである。モンゴル語の文書様式として「ジャルリグ」を発給できるのはモンゴル帝国全体の大ハンである元朝皇帝と皇后だけであった。イル＝ハンはイランでは「皇帝」(padshah)として君臨していたが、モンゴル帝国全体の中ではあくまでも「王」(諸王)として扱われていたため王令である「ウゲ」という文書様式しか使用できなかったものと思われる。ただし、モンゴル語では「ジャルリグ」(勅令)の語を使用できなくても、トルコ語における「ヤルリグ」(勅令)の語は頻繁に使用されている。すなわち、モンゴル帝国の文書行政上では言語そのものの間に序階が存在していたのである。この問題については後ほど改めて詳述することにした。

二．現存するイル＝ハン朝公文書とその先行研究

現存するイル＝ハン朝公文書として最も大規模な史料群は「アルダビール文書」である。これは、イラン北部の

アルダビールに拠点を持っていたスーフイー教団のシヤイフ・サファイー・ウッディーン・アルダビール教団（＝サファヴィー教団）に対してイラン・中央アジアを支配した歴代王朝が発給した行政文書や王令、法廷が承認した法廷文書や契約文書などから成り、古くはセルジューク朝期からサファヴィー朝期まで各時代の文書が含まれる。中国の道仏教団や日本の有力寺社の伝来文書がそうであったように、これらの文書群も世俗権力からサファヴィー教団の権益や財産への干渉を防ぎ、保持してゆくための証書としてアルダビールの聖廟内で保存されていたものと見られる。現在、アルダビール文書は主にイラン国立博物館、ワクフ庁、タブリーズ国立図書館の三箇所に分蔵されているが、モンゴル時に属する文書の多くはイラン国立博物館に所蔵されている。

また、イスラエルの首都イエルサレムの東側に位置する神殿の丘 (Temple Mount) はユダヤの聖地であると同時にイスラームの聖地ハラム・シャリーフでもあるが、ここに伝来したエジプト・マムルーク朝期の文書群ハラム・シャリーフ文書のなかにペルシア語の法廷文書・行政文書も数十件含まれており、イル・ハン朝からジャライル朝にかけての文書であることが確認されている。その行政文書には、やはりアルダビール文書をはじめとするイル・ハン朝・ポ

スト・モンゴル期の文書様式との共通点が多く見られ、今後、精査されるべき史料である。現在、この文書史料は神殿の丘にあるイスラーム美術博物館に所蔵されている。

これ以外に、個別のモンゴル語・ペルシア語文書が世界中に点在している。テヘランのイラン国立博物館、ヴァテイクアの枢機文書館 (Archivio Segreto Vaticano)、パリの国立文書館 (Archives Nationales) には、イル・ハン⁹⁾の発給したモンゴル語文書が数点ずつ所蔵されており、また、テヘランのイラン国立博物館、イラン国立文書館 (Sazman-e Asnad-e Mell-ye Iran)、イェレヴァンのマテナダラン文書館 (Matenadaran / Mesrop Mashrots Institute of Ancient Manuscripts)、ワシントンのフリーア美術館 (Freer Gallery of Art) などにはペルシア語文書がそれぞれ一点もしくは数点所蔵されている。さらには、ヴァテイクア枢機文書館にはラテン語訳のイル・ハンおよび皇妃、王子などの書簡の写しが数十件残されている。¹⁰⁾

また、現物の文書史料以外に、編纂史料に採録された文書も史料として利用することが可能である。例えば、イル・ハン朝のガザン・ハン、スルターン・オルジェイトの時代に宰相であったラシード・ウッディーン・ファドルッラー・ハマダーニー (Rashid al-Din Fadhī-Allāh Hamadāni) が編纂した『歴史集成』 (Jamī' al-Tawārīkh) にもペルシア

ユーラシア史的視点から見たイル＝ハン朝公文書（四日市）

語訳されたイル＝ハンの勅令が数通採録されている。また、『官職任命のための書記典範』（*Dastūr al-Katīb fi Ta'yīn al-Murātib*）をはじめとする書記術指南書には各種の命令文書が抄録されている。さらには、外交文書として送付された文書がマムルーク朝のアラビア語史料中にも採録されている。

モンゴル語文書に関しては、アベル＝レミニュザ（Abel-Rémusat）によって公表されたパリ国立文書館所蔵のイル＝ハン勅書やヴァティカン枢機文書館に所蔵されるイル＝ハン発給勅書など、イル＝ハン朝と外交関係をもった西欧諸国に文書史料が存在することが明らかにされ、外交文書史料としてモンゴルとヨーロッパの関係史研究に利用されてきた。また、ポール＝ペリオ（Paul Pelliot）によってイラン国立博物館にも数通のイル＝ハン発令モンゴル語文書が存在することが明らかにになり、モンゴル政権と地域社会や宗教教団との関わりを知る史料とされてきた。一方でヘーニッシ（E. Heintisch）、クリーブス（E. W. Cleaves）、モステール（A. Mostaert）、リゲチ（L. Ligeti）などモンゴル語学の立場からのモンゴル帝国期文書研究の一環としてモンゴル発令様式の集成、校訂、整理が進められた。モンゴル帝国～元朝期のモンゴル語文書における冒頭定型句の存在は既にコトヴィッツ（W. Kotwicz）やグレゴリーエフ（A.

И. Пунтубев）などにより指摘されていたが、さらに小野浩は冒頭定型がラテン語訳文書などさらに多くの言語に及ぶ共通性を持つことを確認した。また、モンゴル帝国期チベット文書を扱ったシュー（Schuh）は文書全体に及ぶ共通構造の存在を指摘したが、チンゲル（Q. Cenggel）や松川節はその共通構造が漢文文書も含むモンゴル帝国～元朝期の共通文書様式であったことを明かにしている。

一方、モンゴル期以後のペルシア語文書に関する研究は、アルダビール文書研究と共に進展してきたと言っても過言ではない。それまでは少数の個別に残存する文書史料や典籍に採録された命令文から研究が進められ、ペルシア語文書学としてブッセ（H. Busse）がサファヴィー朝までの文書を体系的に扱い、ガーエム＝マガニーニ（Ghem-Magani）が『歴史文書学序論』（*Mogaddameh-ye Bar-shenāhīeh-ye Asnād-e Tārkhī*）を刊行してイラン＝イスラーム文書全般を扱ったが、アルダビール文書の内容が徐々に明らかになるにつれて、モンゴル期イランの文書体系や文書行政を示す実例が飛躍的に増えることとなる。イラン革命後の混乱もあって、当初はイラン国外にマイクروفイルムとして持ち出された文書写真を手掛かりに研究が進められた。例えば、法廷文書を扱ったグロンケ（M. Gronke）、行政文書を扱ったヘルマン（G. Hermann）の研究がある。特に、イ

ル＝ハン朝末期のスルターン＝アブー＝サイード (Sultan Abū Sa'īd) 発令やジャライル朝のスルターン＝シヤイフ＝ウヴァイス (Sultan Shaykh Uways) 発令のモンゴル語文書・ペルシア語文書が表裏にある合璧文書に関してテルフアーとヘルマンが共同で発表した一連の研究は、イル＝ハン朝以後の王朝におけるペルシア語とモンゴル語の文書行政が相互に連動していることを明らかにし、イランの多言語文書行政の解明に大きな役割を果たした。²³⁾ さらにヘルマンは行政文書研究の集大成として『モンゴル時代ペルシア語文書』(Persische Urkunden der Mongolzeit) (PUM) を刊行したが、ここにはヘルマンがドイツに持ち帰ったマイクロフィルム史料のなかでもとりわけ重要なイルハン朝・ボスト＝イルハン朝期行政文書が二八点収録され、それをもとにイルハン朝の文書行政の基本構造が提示された。これらの研究を踏まえて、ソウダヴァル (A. Soudavar) やフラグナー (B. Fagnel) などによってアルダビール文書研究の成果を内包したモンゴル期ペルシア語文書様式が提唱されている。²⁴⁾

さらに、イーラジュ＝アフシャール (Traj Afshar) やエマード＝ウツディー＝シヤイフ＝アルホキヤマリー (Enad al-Din Shaykh al-Hokamā'i) らによって、アルダビール原文書を使用した研究がイラン国内で進められつつあ

る。²⁵⁾ 特にシヤイフ＝アルホキヤマリーは現存するアルダビール文書の総目録『シェイフ＝サフイー＝ウツディー＝アルダビリー＝廟文書目録』(Feyfeste-Asnāde Bog'a-ye Shaykh Safr al-Din Ardabīlī) (FABS) を作成し、それまで部分的にしか知られていなかったアルダビール文書の全体像が初めて明らかになった。これにより、アルダビール文書の文書情報へのアクセスや文書間の相互関係の把握がいつそう容易なものとなり、本文書史料の今後の歴史研究への活用が期待される。

さらに、筆者は二〇〇三年より継続してイラン国立博物館でモンゴル語・トルコ語文書や文書に残された漢字印影の研究のため、アルダビール文書の調査をおこなってきたが、イラン国内でアルダビール文書を主導的に研究しているシヤイフ＝アルホキヤマリーの全面的な協力により、二〇〇六年から日本・イラン・中国によるモンゴル帝国期多言語文書の国際共同研究プロジェクトが組織された。前述のように、ペルシア語文書とモンゴル語文書という二元的な視点は従来から存在していたが、より巨視的に、ユーラシア規模で中央アジアのウイグル文書や中国の漢字文書、パクパ字文書なども視野に入れてアルダビール文書を理解しようという試みである。また、二〇一二年にはイラン国立博物館と正式な共同研究提携が結ばれた。現在も

ユーラシア史的視点から見たイルハーン朝公文書(四日市)

プロジェクトは継続中であるが、イルハーン朝公文書をイスラーム的視点のみならずモンゴル・中国的慣習も含むユーラシア的な視点からも捉え、モンゴル支配下のイランにおける多民族共生の社会構造を文書から再構築する試みがなされている。その成果として、「モンゴル統治下イランにおける多言語文書と多民族社会」と題する論集が刊行される予定である。また、モンゴル帝国・元朝など他の地域との比較を通じて文書研究・歴史研究を進めてゆく予定である。

三・モンゴル帝国期発令文書との共通様式

既に述べたように、イルハーン朝の公文書の書式には、モンゴル帝国期から元朝期にかけての公文書との共通性が見受けられる。とりわけ、モンゴル帝国期の発令文書(命令文)に関しては、コトヴィツ、グレゴリーエフ、シューなどによって共通の様式が存在することが早くから指摘されてきたが、とりわけ、日本の研究者によって新資料の紹介および分類・体系化が進められ、また、中国の研究者からも新資料の紹介が積極的におこなわれた。中でも、杉山正明は各言語のモンゴル時代発令文を集成・分類してその体系化を試み、小野浩は特に冒頭句の比較により各言語に

共通する定型が存在することを明らかにし、また、松川節・中村淳はモンゴル帝国初期から存在していた発令形式が元朝期に入って定型化が進んだことを指摘した²⁵⁾。松川・中村は元朝期以後の定型を「大元ウルス書式」と呼んでいる²⁶⁾。イルハーン朝公文書もこれらの研究対象とされてきたが、イルハーン朝の視点からモンゴル発令文書の定型を扱ったわけではなく、この一連の研究動向はあくまでも元朝文書を主体としたものであった。しかし、近年、ペルシア語編纂史料に残る発令文書やアルダビール文書など原文書の研究が進んだことにより、イルハーン朝公文書がモンゴル帝国期発令文書のなかでどのような位置づけにあるのか研究をおこなう基盤が整ったと言える。上述のように、モンゴル帝国期発令文書のなかでも大多数を占める元朝期発令文書は特に定型化が進んでいる点でモンゴル帝国初期の文書と明確に区別できることから「大元ウルス書式」と呼ばれるが、イルハーン朝公文書に関する限り、その様式が「大元ウルス書式」の直接の影響を受けたものなのか、或いはモンゴル帝国期からの影響を継承したものなのか現時点ではまだ結論が出されていない。そこで本稿では、イルハーン朝公文書に見えるモンゴル帝国期特有の共通様式を敢えて「大元ウルス書式」という語を使用せず、元朝(大元ウルス)も含めた形で「モンゴル帝国期発令文書様式」と呼ぶこと

にしたい。

さて、モンゴル帝国期発令文書様式には、要所要所における定型表現が含まれるだけにとどまらず、文書の持つ構造自体に共通性が見られることが指摘されている。その共通構造に関しては、これまでもコトヴィツ、グレゴリーエフ、チンゲルなどが共通要素を分析・分類して提示しているが、ここでは、特に定型化されているという元朝期のモンゴル語文書・漢語文書に基づいて整理をおこなった松川一九九五に基づいてその構造を提示し、イルハハン朝公文書の構造と比較してみたい。なお、本稿はイルハハン朝公文書のモンゴル帝国期発令文書の共通構造の解析だけを目的としているわけではなく、最終的にそれを提示するためにはアラビア語文書やトルコ語文書をも含む様々なパターン²²の文書の解析による考証が必要となる。現在、それらの研究は小野浩、渡部良子などによって進められている途上であるため、本稿では便宜的に筆者の構造案を示すのみにとどめておく。また、元朝（大元ウルス）発令文書様式についても、比較のため、松川一九九五に基づき筆者が再構成をおこなったものを提示しておく。

元朝（大元ウルス）文書様式

（※松川1995に基づき筆者が再構成）

- (A) 冒頭定型
 - (一) 権限付与
 - (二) 発令者名と発令様式宣言
- (B) 本文（発令内容）
 - (三) 通知先
 - (四) 正当性の表示
 - (五) 背景説明（六）指令一
 - (七) 発令対象者（八）指令二
 - (九) 威嚇文言 *（二〇）文書様式宣言
- (C) 結びの定型

イルハハン朝の公文書様式の構造

※①モンゴル語文書での使用言語、②ヘルシア語文書での使用言語

- (A) 冒頭定型…①モンゴル語②トルコ語③アラビア語④ヘルシア語
 - (一) 権限付与（上級権威の表示⑤神の称賛）
 - (二) 発令者名と発令様式宣言
- (B) 本文…①モンゴル語②ヘルシア語
 - (三) 通知先（命令の波及範囲となる者の提示）
 - (四) 正当性の表示
 - (五) 背景説明…(a)過去の状況 (b)現在の状況
 - (六) 指令一（通知先への命令内容）

ユーラシア史的視点から見たイル＝ハン朝公文書（四日市）

(七) 発令対象者（権限付与先の名と権限付与／文書発給の事実を提示）

(八) 指令一（発令対象者への命令内容）

(九) 遵守の確認（威嚇文言）

(一〇) 文書様式宣言…主にモンゴル語文書にのみ見られる

(C) 結びの定型…①モンゴル語②アラビア語

(一一) 書写した日付…

(一二) 書写した場所…

(一三) 神の称賛…主にイル＝ハン朝後期のペルシア語文書に見られる

以上のようなモンゴル帝国期の発令様式がイル＝ハン朝公文書にも反映されているのか、いくつか事例を見てみたい。以下にモンゴル語文書三件とペルシア語文書三件を挙げる。モンゴル語文書はいずれも君主であるイル＝ハン^{サレブ}の発令文書であり、ペルシア語文書はアミール^{サレブ}や財務庁長官^{デイワン}が発令した文書である。

事例1…ウシ年（1289AD）アルグン＝ハン発令 宝璽付ウ

ゲ文書⁽²⁸⁾

(A・一) 01・02…不滅なる天の力^{テンケリ}において、大ハンの

力において、

(A・二) 03…アルグンなる我ら（朕）の言葉^{ウゲ}。

(B・三) 04…イレド＝ブラング Tred Burany（＝フランス王 Roi de France）に。

(B・五) 05・17…昨年、お前は、マール＝バール＝ソ

ウマ（Mar Bar Sawma）が席次において頭目となる使臣たちによつて行つて派遣した時に、「イル＝ハ

ンの兵たちがミスル（エジプト）の方面に出馬するならば、我らはこちらから出馬して協力しよう」と言つてきて、お前が派遣したのに対して、「私は」

賛同して、「天を祈つて、トラ年冬の終わりの月に出馬して春のはじめの月の一五日にデイマシユク

（ダマスクス）を攻め落とそう」と言つた。

(B・六) 17・28…今、真実がその言葉に到つて、

その兵たちを約束どおりに派遣して、天に道が与えられ、それらの民を得たならば、イエルサレムをお前に与えよう。依然として約束が遅れて兵たちを加勢させるならば何がよいのか。後に恐れ悔いるならば、何の益が「あるうか」。また、何らかの言葉を添えて、その使臣たちによつて、翼（「の速さ」）で疾駆させて、フランク人たちの地の貴宝、ハヤブサ、様々な絢爛たる宝石を与えて派遣すれば、いかよう

にも恩賜しよう。

(B・九) 29・31:: 天の力を、大ハンの力を知れ、と言
つて、ムスカレリ (Muskari) (=ブスカレツロロデ
イ=ギゾルフィ (Buscarello de Ghizolfi)) 箭筒士を
派遣した。

(B・一〇) 31:: 我ら (朕) の文書。

(C・一一、一二) 31・34:: ウシ年夏のはじめの月の六日
下半月にフンデレンにいるときに書いた。

〔押印〕 10・13:: 方形漢字朱印「輔國安民之寶」

24・27:: 方形漢字朱印「輔國安民之寶」

31・34:: 方形漢字朱印「輔國安民之寶」

事例2: 701AH / トラ年 (1302AD) ガザン=ハン発令

宝璽付ウゲ文書

(A・一二) 01:: ガザンなる我ら (朕) の言葉。

(B・一三) 02:: 「ローマ教会の」教皇に。

(B・一五) 02・06:: 以前、ビスカルン (Bisqarun) (=ブ
スカレツロ) によって、お前たちが遣した提示、良

き言葉の文書は我らのもとに達した。その返信は、

フフデイ (Kökeder) 駙馬、ブスカレツロ、トウメ

ン (Tumen) (=トンマーン=デイ=アンフオッシ

(Tommaso de Anfossi)) なる三人によって勅書を遣

した。

(B・六=八) 06:: 今、そうであるならば、まさにその
とおりに準備しよう。

(B・一五) 07・10:: お前たちはその軍を整理して、民を

その統治者たちに派遣して、協議「の取り決め」が

決して延びず、天を祈って大事を完全にひとつの方

向にならせる、と言って、彼らサダディン (Sadadin) (=

サアド=ウツディーン (Sa'd al-Din)、シナナツディ

ン (Siranadin) (=Salah al-Din?)、シヤムサツディ

ン (Samsadin) (=シヤムス=ウツディーン (Shams

al-Din)) を派遣した。

(B・六=八) 10・12:: お前たちは天を祈って、その軍を

整えよ。

(B・一〇) 12:: 我ら (朕) の文書。

(C・一一、一二) 12・14:: 「ビジュラ暦」七〇一年に、

トラ年春の最後の月の一四日に、ホス=ハブグにい

る時に書いた。

〔押印〕 09・10:: 方形漢字朱印「王府定國理民之寶」

13・14:: 方形漢字朱印「王府定國理民之寶」

事例3: 725AH / ウシ年 (1325AD) アブ=サイード発

令宝璽付ウゲ文書【図1】

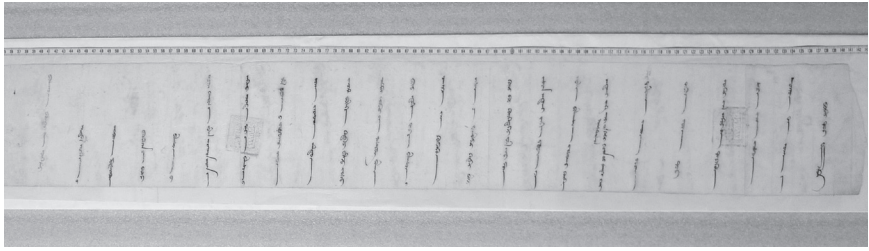
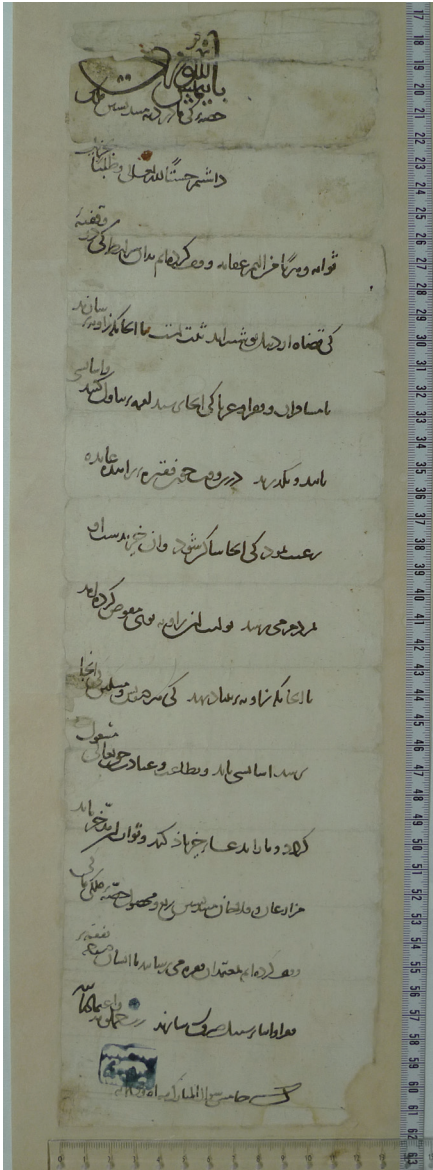


図1：ウシ年スルターン＝アブー＝サイド発令 ウェグ文書^{ヤルリグ}（勅令文書）

- (A・二) 01：ブーサイド (Busayid) (アブー＝サイド) の
 ウグバートル＝ハン (Bayatur Qan) なる我々の^{ウグ}（朕）の
 言葉。
- (B・三) 02・06…アルダビールの領民の派遣^{ナリヤン}官たち、
 徴税^{モタサツレフ}官たち、文官^{ビチエーチ}たちに。バルルの城市の領主^{ライイス}、
 長老^{カドカタイ}たちに。多くの領民なる人々に。
- (B・五) 07・10…これ以前、その城市の税は法令に基
 づいて金貨一三六といくらであった。
- (B・五) 10・12…誰であろうと、道理無く自身の所有
 となしている。
- (B・七) 12・14…今、その城市をチャグルルチャ (Chaghrichā)
 の息子ハサン (Hasan) に委ねた。
- (B・六) 14・15…誰であろうと力を振るうな。
- (B・八) 15・16…彼らの税収はその者（ハサン）が保有
 しているように。
- (B・六) 16・18…大財務^{デイワリン}庁から支払手形^{ハヴァアラ}が発行された
 とおりに与えるように。「皇帝の」大私領^{エムテユ}地からは、
 何人たりとも支払手形^{バブラド}を書くな。
- (B・一〇) 18・19…我ら（朕）^{ビチク}の文書。
- (C・一一、一二) 19・24…「ヒジュラ暦」七二五年、ウ
 シ年秋の最初の月の九日、下半月にウージャーヤン
 にいるときに書いた。



アミール
カラタムガ
スズ文書 (黒印文書)
図 2 : 691AH 重臣バイトミシ発令

〔押印〕

07 : 方形アラビア文字金印「大スルターンアブー
 サイド——神よ、彼の王政を永続たらしめよ！」
 21・22 : 方形アラビア文字金印「大スルターンアブ
 ーサイド——神よ、彼の王政を永続たらしめ
 よ！」

事例 4 : 691AH (1292AD) ^{アミール}重臣バイトミシ (Baymis)

発令黒印付スズ文書【図 2】

(A・12) 01 : バイトミシなる彼の命令 (言葉)。

(B・15) 02・07 : 我らがマンデーシオン村に私有地

を持つている持ち分は、至高なる神によって、揺
 るぎない裁定によって、辛苦なる処罰によって、ア
 ルダビールの法官^{カディ}たちが書いたワクフ文書に記録さ
 れた条件において修道院が営まれる限り、我らが
 寄進財となっている。このワクフによって、そこに
 至る旅人たち、隠者たち、よそ者たちが軽食をとり、
 休養をし、通行するために。

(B・17、18) 07・12 : 男女の隠者たちがそこに宿り、

ユーラシア史的視点から見たイル＝ハン朝公文書(四日市)

その手で人々に祝福をするように望んだので、その修道院の管理を彼女に託した。修道院が設立される限りは、そこに至る全ての隠者や貧者が休養し、至高なる神への礼拝に従事し、我らを慈悲深き祈願によって記憶し、その善行が蓄えられるように。

(B・六) 13・15…マンデイシーン村の農夫たちよ、我らの私有地からの特別な収穫・収入は彼らが道の子(旅人)たちの経費として費やすように隠者の信頼する者たちに届けよ。

(B・七) 15…以上のように施行する。

(B・九) 15…信用せよ。

(C・一、一、二) 16…「ヒジュラ暦」六〇〇と九一年の祝福されたるシャツワール月の五日に書いた。

〔押印〕16…長方形ウイグル字モンゴル語黒印「バイトミシの印」
シの印^{パベル}

事例5: 692AH (292AD) ^{サレヒンデイワール}財務庁長官 アフマド (Ahmad)

発令朱印付スズ文書【図3】

(A・一) 01…イリンチン＝ドルヂ (Irincin Dol-ji) なる彼の勅令(仰せ)によって、

(A・一) 02…シクトウル (Sikur) アク＝ブカ (Aq Buga) タガチャル (Tayakar) なる彼らの命令

(言葉) ^{スズ}によって、

(A・一、二) 03…アフマド ^{サレヒンデイワール}財務庁長官なる彼の命令(言葉)。

(B・一、三) 04…アルダビールの ^{パリスカク}総管たち、^{ナリヤツ}派遣官たち、^{モタサツレフ}徴税官たちは以下のように知れ。

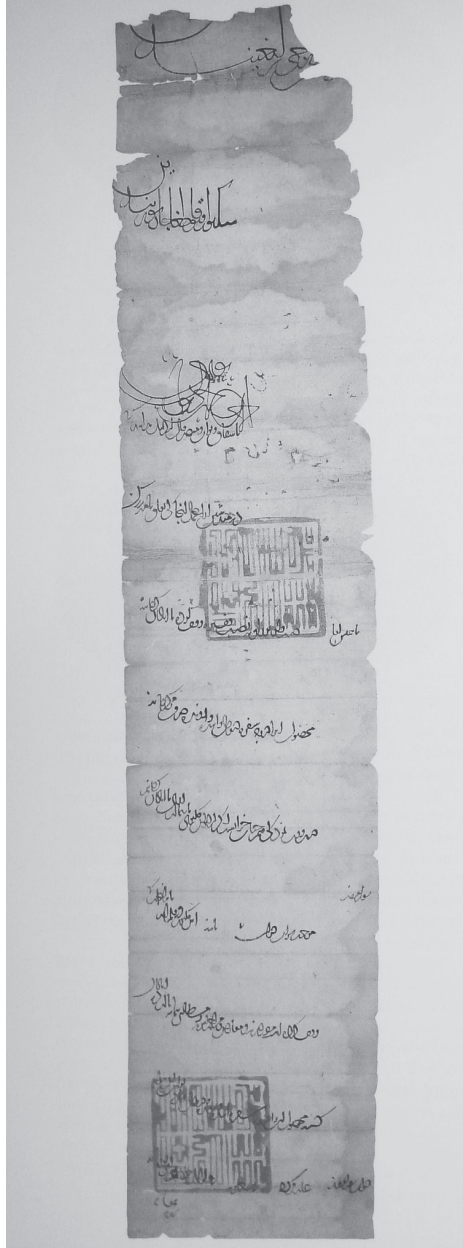
(B・五) 05・08…耕作して、その収穫を修行僧や来訪者や旅人の食費として活用するために、貧者を援助する修道場に対して ^{ワクツ}寄進財となした。大アミールバイトミシアカに所属するその地の徴税区のうち、マンデイシーン村は今、かくのごとく荒れている。
(B・五) 08・09…もし、耕作するように ^{デイワール}財務庁から一通の書簡を送って懐柔するならば、善行が日ごと増す幸いを生ずることになるだろう。

(B・七) 09…以下のようにこの書簡を書いた。

(B・六) 09・10…寄進財をおこなった全てを確定する。邪魔や面倒をなすな。この村に要求をするな。

(B・六) 10・12…耕作をおこない、その収穫を往來する人々や托鉢僧の旅費にして、その善行が永続的に日ごと増す幸いを生ずるようにせよ。以上のようにおこなえ。

(C・一、一、二) 12・13…「ヒジュラ暦」六九二年第二ジュマーダ月の下半月に、カーリーズの場で書いた。



サーヒブ ディーワーン
 692AH 財務庁長官アフマド発令
 アルタムガ
 スズ文書（朱印文書）

〔押印〕 05・06…方形漢字朱印「行戸部尚書印」

11・12…方形漢字朱印「行戸部尚書印」

事例6：700AH (1301AD) ^{アミール}重臣タイフ (Tayfu) 発令 黒

印付スズ文書⁽³³⁾【図4】

(A・二) 01…タイフなる彼の命令 (言葉)^ス。

(B・三) 02・03…カンズヴァーナク村の村長と民たち^{ライイス}

は以下のように知りおけ。^{ラアーヤ}

(B・五) 03・04…彼らが来て、「カンズヴァーナク村はイクターである」と述べた。

(B・五) 04・06…今、偉大なる私領地^{インジュ}の一群が我々に申しつけられたので、勅命^{ホクマヤル}によって我らがアル

ダビール州を取り調べた。

(B・五) 6・12…大サドルなるシヤムスウツディー

ンニムハンマド (Shams al-Din Muhammad) とシ

ヤラフウツディーンニムハンマド (Sharaf al-Din

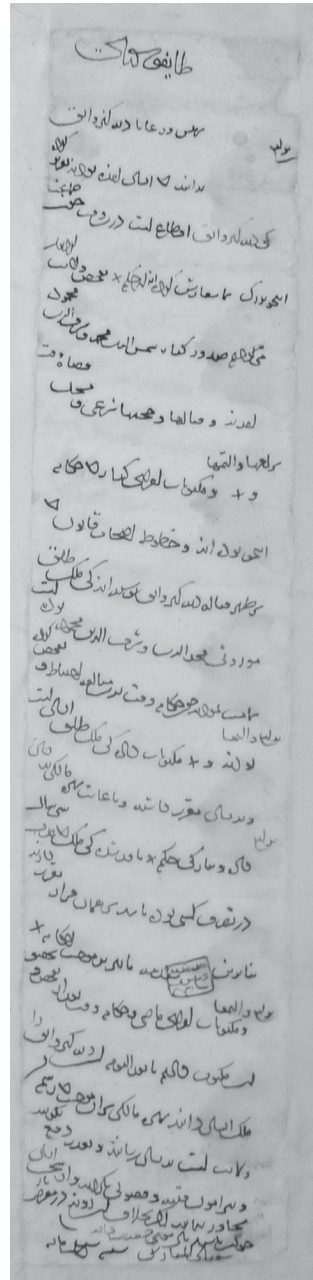


図 4：700AH 重臣タイフ発令スズ文書（黒印文書）

Mahmūd) が来て、時の法官たちに押印されたイスラーム聖法に則る契約書と証書、朱印付き勅書、王領地の知事であった大アミールたちの文書、則令の持ち主たちの文書〔によって〕、「カンズヴァーナ村の文書の裏に『マジユドゥウツディーン (Majid al-Dīn) とシヤラフウツディーンに相続された合法の私有地であった』と書かれています」と我らに申し述べてきた。

(B・五) 12・16…時の法官たちは注意して取り調べ、「彼

らの合法の私有地である」という朱印付き勅書と文書を与え、彼らに定め、現在まで私有地の収益を彼らに与え、新たに「三〇年間或る者に所有されている私有地はまさにそのとおり定まる」という勅命が執行された。

(B・七) 17・20…以上の前提ゆえに、我らも朱印付き勅書の命令、過去のアミールたち・時の法官たちの文書に従って、考究された後、今後この村が彼らの私有地であると見なすように我らはこの文書を

与えた。

(B・六) 20・24… 土地所有權の取り分はその州の慣習どおりに彼らに至らせよ。排除の口実を口にするな。騒乱や干渉を求めるな。彼らの言ったことから逸脱するな。

(B・九) 23・24… もし、これに違反するならば、このことが真実であると知るように問責の展示場に置かれよう。

(C・一、一二) 24・25… 「ヒジュラ暦」七〇〇年の祝福されたるシヤアバーン月に。

〔押印〕^{ベルゲ}17… 長方形ウイグル字モンゴル語黒印「タイプの印」

さて、このようにいくつかの文書の事例を見てみると、イール・ハンの発令したモンゴル語文書に関しては、構造的にもかなり元朝の文書様式「大元ウルス書式」に近いことがわかる。文書によっては省略されている要素も見られるが、ほとんどの要素はいずれかの文書に確認することができる。先に挙げた事例のなかに「(B・四) 正当性の表示」に該当する要素は見られないが、ヒジュラ暦七〇五年／ヘビ¹⁷年 (1305CE) スルターン・オルジェイト発令フランス

王宛モンゴル語ウゲ文書の第12～19行には、

天の力によって、私が偉大なる玉座に座ったことにより、先に良き祖父たち、良き父、良き兄が行した勅令^{ジヤサク}、規定以外を決して行わず、もともと定めた跡を、先の良き者たちと互いに言い合ったことを変えず、誓約のごとく考えて、以前から甚だ互いに安んじ合って、使臣を送り合っ³⁴ていこう、と我は考えよう。

と述べられており、この部分が大元ウルス書式の「(B・四) 正当性の表示」に準じる要素であることと見ることができ。このように見ると、構成要素の順序は必ずしも大元ウルス書式の規定どおりではないものの、かなりの部分で類似していることができる。

一方、ペルシア語文書に関しては、モンゴル語文書と比べると要素の省略・欠落が多く見受けられるが、それでも多くの共通要素が含まれている。また、モンゴル語発令文書は冒頭句から結尾句まで一貫してウイグル文字モンゴル語で書かれていたが、ペルシア語発令文書は(A)冒頭定型はトルコ語かアラビア語、(B)本文はペルシア語、(C)結びの定型はアラビア語で書かれていることが多い。その点、モンゴル帝国期発令文書の構造は意識して文書に反映

されるといふように定型となる箇所ごとに言語が使い分けられており、しかも、多くの場合、上級権威と発令者を提示する冒頭定型のみトルコ語が使用されるという現象が見られる。これは発令者となる重臣層のなかに多くのトルコ系アマールが含まれていたことを考えると極めて興味深い。当然、発令様式（＝文書様式）もトルコ語で表現されており、イル＝ハンは「ヤルリグ」、それ以外のアマールたちは「スズ」であった。モンゴル語文書と比較すると概してペルシア語文書のほうがモンゴル帝国期発令文書様式から見て崩れているが、それは元朝におけるモンゴル語文書と漢語文書においても同様であり、大ハンを頂点とする中央権に近ければ近いほどモンゴル語文書は様式を保っており、中央から離れた非モンゴル語文書は様式が省略される傾向にある。また、ペルシア語文書内でも違いがあり、一般に上級権威に近い文書ほどモンゴル帝国期発令文書様式に準じている。例えば、詳細は次節で後述するが、官印である朱印アルタムガが押印されている文書は（A）冒頭定型においてほぼ全ての要素を備えている場合が多い。これに対してアマールの個人印である黒印カラタムガだけが押印されている文書では「（一）権限付与（上級権威の表示または神の称賛）」が省略され、「（二）発令者名と発令様式宣言」のみが提示されているケースがほとんどである。これは、逆

に考えると、松川一九九五が「とこしえの天の力に」という表現は単なる祈願文ではなく、大カーンと皇族だけが使用し得る権威の象徴なのであり、冒頭形式は大元ウルスにおける権威の序列を示していることが判明し」と述べていることと同様のことがイル＝ハン朝でも言えることになる。^{⑤6}すなわち、冒頭定型において、「イル＝ハンの仰せ」を上級権威として提示できるのは朱印を押印することが許された高位の大アマールや宰相、財務庁長官の発令文書のみであって、一般のアマールが発令する黒印文書ではその使用が許されなかったとも見ることができる。これと同様に、元朝では皇帝と皇族しか使用できない「永遠なる天の力において：」という文言もイル＝ハンの発令文書にしか確認することができない。^{⑤7}ここから以下のように結論づけることができる。すなわち、様々な立場から様々な言語で発令されるイル＝ハン朝公文書では、発令者の身分が高く、発令様式が上級になればなるほど、モンゴル帝国期発令文書様式の条件を備えることが求められた。文書の権威が低いほど、様式の省略が可能であった。では、その発令様式の種類と序列とはどのようなものであったのだろうか。

四・イル＝ハン朝における発令様式の種類と序列

前節で見たように、モンゴル帝国期の発令文書様式の特徴のひとつに、定型表現による權威の序列の提示というものがある。それは上級權威の提示においても反映されているが、それ以前に発令様式自体に厳格な序列が規定されている。これは元々は中国王朝における漢語文書様式からの影響であり、元朝においてはモンゴル語による発令様式の序列の前提として、漢語による発令様式の序列が存在する。すなわち、皇帝による「聖旨」、皇后による「懿旨」、皇族による「令旨」、高官や駙馬による「鈞旨」、帝師・国師による「法旨」などがある。これら漢語の発令様式は必ずしも文書内容が漢語で書かれていることを意味しないが、モンゴル帝国期発令文書様式が伝統中国的な漢語文書様式の影響を受けていることは間違いない。これらの発令様式分類はモンゴル語文書にも踏襲されており、漢語に対応するモンゴル語は「聖旨」が「ジャルリグ」(yarliq)、「懿旨」は「イジ」(iji)、「令旨」は「リンジ」(lingji)もしくは、「法旨」が「ファジ」(faji)である。「ジャルリグ」と「ウゲ」以外は漢字の音写であり、もともとモンゴル語ではジャルリグとウゲの区別しか無かったところに「懿旨」(イジ)や「法旨」(ファジ)が元朝期以後に入ってきたものと考

えられる。他方、イル＝ハン朝では「ジャルリグ」(yarliq)、「ヤルリグ」(yarliq) (仰せ)と「ウゲ」(uge)、「スズ」(soz) (言葉)の区別は見られるが、「イジ」(懿旨)や「ファジ」(法旨)などの区別は見られないことから、元朝期よりもむしろモンゴル帝国初期の文書様式の影響を受けていたと見られる。^⑧

加えてイル＝ハン朝で特徴的なのは、文書発令に使用される諸言語自体に權威序列が存在するという点である。イル＝ハン朝の君主であるイル＝ハンが発令する場合、モンゴル帝国＝元朝の皇帝(ハーン/大ハン)だけが使用できる「ジャルリグ」(勅令/仰せ)を使用することは許されなかったと見られる。現存するイル＝ハン^⑨の勅書で発令様式が確認できるものは全て「ウゲ」(命令/言葉)であり、ジャルリグを発令した事例はひとつも見られない。モンゴル帝国全体で見た場合は、イル＝ハンといえどもあくまでも諸王/王子に過ぎなかったのである。ところが、ペルシア語発令文書の冒頭定型句においては、「イル＝ハン」の「ヤルリグ」(yarliq)によって「とはつきり」と明言されている。編纂史料においてもイル＝ハンの勅令が「仰せ」yarliqと呼称されるのは珍しくない。ただし、モンゴル語の「仰せ」(yarliq)ではなく、あくまでもトルコ語の yarliq から音写された「仰せ」(yarliq)で

ある。つまり、イル＝ハンは発令様式としてモンゴル語の「仰せ」(yarliq)を使用することは許されなかったが、トルコ語の「仰せ」(yarliq)を使用する分には何も問題視されることはなかったのである。なぜなら、トルコ語由来の「仰せ」(yarliq)がモンゴル語に訳される場合は、「仰せ」(yarliq)ではなく、その下位にあたる「言葉」(ige)が使用された。トルコ語の「仰せ」(yarliq)は言語学的にはモンゴル語の「仰せ」(yarliq)に対応する言葉であるが、モンゴル帝国の発令文における権威序列では同列ではなく、「言葉」(ige)に対応するのである。すなわち、発令言語としてトルコ語はモンゴル語よりも一ランク下と位置づけられていたことがわかる。したがって、イル＝ハンが発令様式として使用した「仰せ」(yarliq)はモンゴル帝国の皇帝（ハーン／大ハーン）のみが使用できる「仰せ」(yarliq)よりも格下の様式であって、王族とされたイル＝ハンが使用しても何ら問題はなかったのであった。同様に、アミールや宰相、財務庁長官が発令様式として使用していたトルコ語 (söz) 由来の「言葉」(söz) は発令様式の権威序列ではモンゴル語の「言葉」(ige)と同列ではなく、それよりも一ランク下の発令様式であった。なお、特にガザン＝ハンのイスラーム改宗以前のイル＝ハン朝において法廷文書を含まない公文書の発令様式がペルシア語・

アラビア語で宣言されている事例はほとんどなく、大体が「仰せ」(yarliq)と「言葉」(söz)というトルコ語からの借用語である。これは、モンゴル語よりは格下とはいえ、ペルシア語に対する上級権威としてトルコ語が使用されていたことを暗に示している。

イル＝ハン朝後期になると、このモンゴル語・トルコ語・ペルシア語の権威序列にアラビア語が入ってくるようになる。最高権威である「天」に代わって「神」が使用されるようになるのも同時期である。いくつかの文書においては、冒頭定型における上級権威としてイル＝ハンの「仰せ」(yarliq)や大アミールの「言葉」(söz)がトルコ語で提示されると同時に、最高権威として「神」を冠した祈願句がアラビア語またはペルシア語で提示され、「勅令」を表す発令様式として「ファルマーン」(farman)が「ヤルリグ」(yarliq)と併用されるようになる。これはそれまで言語の権威序列で最高位であったモンゴル語に代わって、アラビア語が使用されるようになったことを意味している。以上の分類と序列をまとめると以下ようになる。

【発令様式による分類】

・ige (命令／言葉)／yarliq (勅令／仰せ)／farman (勅

令) … 君主の発令文書

・ *siz* (命令 / 言葉)
… 宰相、重臣の発令文書

siz (T)

|| 鈞旨(C)
※宰相、重臣の命令

【モンゴル語】

uge (命令 / 言葉)

【トルコ語】

yarligh (勅令 / 仰せ) *siz* (命令 / 言葉)

【ペルシア語】

faman (勅令)

※参考：元朝の発令様式

【モンゴル語】

yarity (勅令 / 仰せ) *uge* (命令 / 言葉)

【漢語】

聖旨 (皇帝の勅令) 令旨 (王族の命令)

法旨 (帝師の命令) 鈞旨 (駙馬) 重臣の命令

【言語上の対応関係】

yarity (M) || *yarligh* (T) || *faman* (P) || 聖旨(C) ※勅令

uge (M) || *siz* (T) || 令旨(C) ※言葉命令

※言葉命令

【実際の対応関係】

yarity (M) || 聖旨(C)

※皇帝(ハーン)の勅令

uge (M) || *yarligh* (T) || *faman* (P) || 令旨(C)

※王族(含イルハーン)の命令

五. 印章制度と文書行政

前節ではモンゴル帝国期発令文書の権威序列を表す事例として文書の発令様式およびその上級権威の提示について言及したが、同様に、発令文書の権威と序列を象徴する機能を果たしていたのが、文書に押印された印章である。モンゴル帝国や元朝でも伝統中国王朝的な印章システムが採用され、文書行政のなかで文書の真偽と効力・権威を保障するものとして重要な役割を果たしたが、元朝下では印章の刻文にバクバ字が採用されたり、花押に代わって花押印・黒印が使用されるようになるなど、モンゴル帝国独自のスタイルも取り込まれつつ発展した。同様にイルハーン朝でも、伝統中国的な印章システムの影響を受けた形で宝璽・官印が使用された一方で、イルハーン朝独自の印章制度が展開されてゆくこととなる^①。とはいえ、モンゴル政権の支配と共にイラン・イスラーム世界の文書行政上に突如現れた中国的印章制度の影響は計り知れないほど大きく、イルハーン朝の登場以後、一世紀以上にわたり中国的な方形朱印や方形黒印が使用され、それ以後もその影響を受けたイ

ユーラシア史的視点から見たイル＝ハン朝公文書（四日市）

ラン独自の印章制度として発展してゆく。これらは中国から印章制度を受容したトルコ系国家や遊牧部族で使用されていたものが、モンゴル帝国の成立に前後して文字と共にモンゴルにもたらされたものと見られる。それはモンゴルにウイグル文字を定着させる役割を果たしたと伝承されるタタトンガ（塔塔統阿）が仕えていたナイマン＝ハン国で印章を掌っており、それをモンゴルに伝えたという逸話に象徴的である。中央アジア・イラン方面への中国的印章の伝播の時期に関しては、『世界征服者の歴史』（*Tarikh-i Jahangushā*）を紐解くと、チンギス＝ハン（*Činggis Qan*）がホラズムへ遠征をおこない、ホラズム領内からイランにかけての諸都市がモンゴル軍の支配下に置かれた際に朱印アルテムガの押印された文書が与えられたという記述を見つけることができる。

ジエム（*Yimah* (Jebe)）は彼らに「反抗や敵意をあらわすことを避けよ。モンゴル人や使者ラスリが到着する時は常に歓待せよ。城壁が堅固で民衆が多いからといって家財一切が守られるとはゆめゆめ思ふな」と勸告をした。その証として朱印アルテムガの押されたウイグル文書（*Khuti-Uyghurī-yi al-tamghā*）が与えられた。チンギス＝ハンの勅令から写し（執把聖旨）が与えられた。内容は次

のとおりである…「多くのアミールたち、有力者たち、領民ライヤトたちは次のように知れ、…。私は太陽が昇る地より沈む地まで全ての地表をお前たちに与える。服従イルしている者はすべて自身と妻たち、息子たち、民衆に祝福を受けるだろう。服従しない者はすべて妻たち、息子たち、親族たち共々滅び去るだろう。」このように書簡が書かれた。

タブリーズを服従イルさせ、マラーガとナフチェヴァーンを「服従イルさせた」。その地域で徹底的に殺戮をおこなった。アターベク＝ハームーシュ（*Atā Bik Hāmūsh*）は服従者として進み出たので、彼に朱印アルテムガの押された紙（文書）（*kāghadh wa al-tamghā*）を与えた。そこからアッラーンに行った。

あらゆる地が服従を受け入れ、証ニシヤンとして管民官シヤフナが朱印アルテムガ（*al-tamghā*）とともに配された。進軍して、「服従を」拒絶した地はどこであろうと、いかに容易く占領し、容易く破壊できる地であっても容赦しなかつた。

このようにモンゴル軍の将軍たちは朱印と書記を随行させ

て征服した地域で朱印文書を発給していたことが記録に残り、また、征服した都市に配された管民官が朱印を有していたことから、この時、朱印が中央アジア・イランの都市にもたらされ、それがイル＝ハン朝でも継続して使用された可能性は充分に考えられる。上述の史料に(“*Khatt-i Uygūr-i al-tamghā*”)とあり、これは直訳すると「朱印のウイグルの文字」であるが、事実上の意味は「朱印の押されたウイグル文の文書」であったと思われる。すなわち、この記録がただちにウイグル文字の朱印がイランにもたらされたことを意味するわけではない。もちろん、ヴァティカンに印影が現存するグユク＝ハン (Giyuk Qan) の宝璽がウイグル文字の朱印であることから、上述の朱印がウイグル文字であった可能性も十分に想定できるが、漢字印であった可能性も捨てきれない。なぜなら、印影が現存するイル＝ハン朝の方形朱印は、特に一四世紀初期までのもののほぼ全てが漢字印だからである。強大な皇帝権力を有した最後のイル＝ハンであるアブー＝サイード期以後に作製されたと思われる朱印はそのほとんどがアラビア文字の刻文を有するようになるが、逆にアブー＝サイードより前の時代の朱印には漢字印以外のものを見つけることはできない。印影が現存している漢字印・漢語印には以下のものがある。

イル＝ハン朝文書に印影が現存する漢語印

印銘	時代	文書の言語
① 「輔國安民之寶」 所有者 皇帝 Abaq, 皇帝 Anqun	一三世紀後半	モンゴル語
② 「王府定國理民之寶」 皇帝 Gazan	一四世紀初	モンゴル語
③ 「眞命皇帝天順萬事之寶」 皇帝 Ojjeitü, 皇帝 Abū Sa'īd	一四世紀前半	モンゴル語
④ 「樞密副使之印」 重臣 Bolad (Ojjeitü 廷第三位) or Coban (Ojjeitü 廷第二位)	一四世紀初?	モンゴル語
⑤ 「行戸部尚書印」 長官 Almad	一三世紀末	ペルシア語
⑥ 「王府之印」 宰相 Sa' d al-Dīn	一四世紀初	ペルシア語
⑦ 「右樞密使之印」 重臣 Qutluğ Shah (Ojjeitü 廷第一位)	一四世紀初	ペルシア語
⑧ 「總管隱院之印」 重臣 Husayn (Ojjeitü 廷第四位)	一四世紀前半	ペルシア語
⑨ 「翊國公印」(バク。バ字) 重臣 Coban (Abū Sa'īd 廷第一位)	一四世紀前半	ペルシア語

これらの朱印については別稿で述べたのでここでは簡述するにとどめるが、その刻文からうかがわれる「行戸部尚書之印」、「王府之印」、「枢密副使之印」など一部の官職名は明らかに元朝の官僚機構内に存在するものである。これらの漢字印がどの時代にイル＝ハン朝に導入されたのか確かめる術はないが、モンゴル帝国分裂後の四ハン国のなかでも元朝とイル＝ハン朝は良好な通行関係を維持しており、元朝から歴代イル＝ハンには降嫁もおこなわれている。新たなイル＝ハンが即位した際には元朝から即位を認める勅書と礼物が贈呈され、その中には暦や印章も含まれていたと考えられ、イル＝ハン朝の漢字朱印のいくつかは直接元朝からもたらされたものである可能性も高い。後述するように、イル＝ハンのみならずその勳臣に対しても元朝から印章が賜与された事例が一度ならずあったのである。

このように、イル＝ハン朝の印章制度が元朝下の中国的印章制度の影響を多大に受けたものであったことは事実であるが、その制度がそのまま受容されたわけではなかった。まず、イル＝ハン朝の印章制度は元朝のように官僚機構全体にわたって配備されたわけではなく、印章の所有者はごく限られた者だけであった。公印（皇帝宝璽、王公印、官印）にあたる朱印を所有できたのは、皇帝であるイル＝ハン以外では官僚機構の長官職であった宰相と財務庁長官

のみであったが、歴代の全ての受任者が朱印を所有していたわけではなかった。また、少なくともスルターン＝オルジェイト朝以降には、彼らに加えて高位の大アミールも朱印を所有して朱印文書を発給するようになるが、現在朱印の所有が確認できるのは序列第四位以上の大アミールだけである。それ以外の一般のアミールが命令文書を発令する際には個人印である黒印が使用された。また、元朝では往々にして個人ではなく官衙が文書の発給者となる場合が多いが、イル＝ハン朝ではそのような事例はむしろ少なく、多くの場合、個人名において文書が発給される。その場合、イル＝ハンや宰相、アミールの場合には朱印が、それ以外のアミールの場合には黒印が所定の位置（紙の表側の接合部および文書末尾の左端）に押し印されるが、現在まで確認されている事例を見る限り、例外なく文書の発令者と印章の押し印者（＝所有者）は同一である。さらには、印章の押し印方法も元朝とは微妙に異なっている。朱印が押し印される場合、紙と紙の接合部と文書末尾の日付の上に押し印されるという点は元朝の官文書と共通しているが、イル＝ハン朝の場合には、モンゴル語文書であっても、ペルシア語文書であっても、冒頭部分の紙の先頭方向を天として地となる末尾の左下の隅に押し印される点で元朝とは異なる規則性が確認できる。また、紙の接合部に押し印される際にも、イル＝ハン朝

では冒頭方向を天として左右交互にジグザグに押印されてゆくのに対して、元朝では必ずしも左右交互ジグザグに押印されるわけではない。

そして、印章の呼称に表されているように、イル＝ハン朝では多彩な色彩の印章が用いられた。伝統中国的な様式に準じる方形朱印は、その多くが漢字印であるにもかかわらず、「アルタムガ」(*al-tamya / al-tamgha*)と呼ばれ、そのほかに黒印は「カラタムガ」(*qara-tamya / qara-tamgha*)、碧印は「ククタムガ」(*kök-tamya / kök-tamgha*)、金印は「アルトゥンタムガ」(*altun-tamya / altun-tamgha*)と呼ばれた。これらはトルコ語・モンゴル語でそれぞれ朱印、黒印、青印、そして金印を指す言葉であり、イル＝ハン朝の印章制度で使用されたのは主にこの四種類の色の印影を持つ印章と同じ朱印でも皇帝であるイル＝ハンだけが使用できた宝璽であった。なかでも、朱印である *al-tamgha* と黒印である *qara-tamgha* はイル＝ハン朝印章制度の主軸となる印章であり、現存する官文書（ペルシア語で「ディーワーニー」(*diwani*)と呼ばれる)のなかでも多数を占めるのがこの朱印と黒印が押印された文書である。

朱印にはイル＝ハンの宝璽と宰相やアミールが使用した官印があった。イル＝ハンの使用した印章の印影を見ると、いずれも「く之寶」という刻文を持った宝璽であり、「く

之印」という刻文を持つ官印とは明確に区別されていたことが知られる。⁵⁰これは、皇帝のみが宝璽を使用できるという伝統中国的な規範に則ったものであるが、もちろん、元朝皇帝がイル＝ハン朝に宝璽の使用を認めたという事実は知られていない。元朝の立場からすると「諸王」の身分に過ぎないイル＝ハンが宝璽を使用することは到底許されることではない。⁵¹そのため、イル＝ハンの使用した宝璽は元朝から正式に賜与されたものではなく、イル＝ハン朝側で独自に制作されたものであった可能性が想定される。イル＝ハンが使用した印章にはこの他に金印があった。印影が現存するイル＝ハンの朱印のほとんどが漢字印であるのに対して、金印はアラビア文字の印しか確認されていない。使用時期もイル＝ハン朝末期のスルターン＝アブー＝サイード期のものであるが、ジャヤイル朝のシャイフ＝ウヴァイスが同様の金印を使用していたことが知られ、主にイル＝ハン朝の後半以降に使用されるようになったと考えられる。文献史料には、ガザン＝ハンがイスラーム様式に印章を改革した際に金印が導入されたとされるが、その印影を持った文書は現存していない。⁵²

さて、漢字銘を持つ朱印アルタムガには、宝璽以外に官印があった。モンゴル語で「アルタムガ」(*al-tamya*)と呼ぶ場合には宝璽と官印の区別なく、単に「朱印」を意味したが、ペ

ユーラシア史的視点から見たイル＝ハン朝公文書（四日市）

ルシア語で「アルタムガ」(*al-tamgha*)と呼ぶ場合にはモンゴル語と同じく広義に朱印を指す場合と、狭義に「官職印としての朱印」を指す場合があった。さらに、後者の場合、印影および印章そのものがアルタムガと呼ばれたばかりでなく、その朱印が押印された官文書自体もアルタムガと呼ばれるケースがある。ジャライル朝のインシャー書記術指南書である『文章作成の優美』(*Lata'if al-hisha*)ではイル＝ハン朝からジャライル朝にかけての発令文書の分類を発令様式ではなく押印された印章の種類に基づいて、朱印が押印された文書を「アルタムガ」(*al tamgha*)、黒印が押印された文書は「カラタムガ」(*qarā tamghā*)、青緑印の文書は「ククタムガ」(*kāk tamghā*)と呼ばれている^{⑤⑥}。ただし、アルタムガ文書の中にイル＝ハンの発令した朱印文書は含まれていない。『文章作成の優美』ではアミール、宰相、地方領主の発給文書のみがアルタムガ文書と呼ばれ、君主の勅令はそれとは別に「ヤルリグ」(*yarliq*)と呼ばれたと説明されている。つまり、ここで説明されるアルタムガ文書は狭義に「官職印としての朱印」が押印された文書だけを指しているのである。実際の公文書を見てみると、狭義に「アルタムガ」と呼ばれる公文書にはアルタムガ文書としての定型が決まっており、さらには、アルタムガ文書の中にもいくつかの種類が存在していたことが

確認できる。ひとつは宰相と財務庁長官が発令した朱印文書である。このケースの朱印文書は紙の接合部のほかに、文書底部左側に朱印のみが押印される。また、冒頭には上級権威としてイル＝ハンの勅令、大アミールたちの命令の存在が提示される。これに対して、高位の大アミールが発給した朱印文書は文書底部左側（モンゴル語文書の場合は下側）に朱印が押印されその右側（モンゴル語文書の場合は上部）にアミールの個人印である黒印が押印される。冒頭にイル＝ハンやアミールの発令様式が提示されるのは宰相などの文書と同様である。最後に、アブー＝サイード期に筆頭アミールにして副王であったアミール＝チョバン (*Amir Čoban*) がヒジュラ暦七二六年（西暦一三二六年）に発給した文書は二種類の朱印と黒印が押印されている点、朱印が官印ではなく国公印である点、イル＝ハン朝印として唯一印影が現存するパクパ字印である点で他の朱印文書とは趣きを異にする。二種類の朱印のうちのひとつは方形アラビア語朱印でアミール＝チョバンがアブー＝サイード期に使用していたものである。もうひとつは元朝から授与された国公印であり、「朔国公印」とパクパ文字表記で刻されている。本パクパ字印は元朝からアミール＝チョバンに直接賜与されたことが記録にも残っており、元朝から賜与という形で直接印章がもたらされたことを示す実

例のひとつである。³⁸⁾ この最後の事例を見ると、朱印文書Ⅱ漢字朱印付き官文書という図式にはもはや当てはまらず、実際、この時期に前後して漢字印は使用が見られなくなり、代わりにアラビア語印が使用されるようになってゆく。

最後に黒印^{カラタムガ}であるが、これも単なる黒い印章ではなく、アミールが使用した個人印である。朱印の多くには漢字で官職名が刻されていたのに対して、黒印^{カラタムガ}にはウイグル文字、パク・パ文字、或いはアラビア文字でアミールの名前が刻されている。もともとは元朝で官吏が署名(花押)を印章化したものと見られるが、イルⅡハン朝では朱印に準じた使用法がみられ、黒印^{カラタムガ}が単独で押印される場合は文書の用紙接合部と冒頭方向を天とした場合の地の左下に押印された。³⁹⁾ 現存するアルダビール文書には同様の要件を満たした黒印押印文書が多く含まれていることから、文書様式として黒印文書^{カラタムガ}と呼ばれるケースはこのように文書表側の所定の位置に押印された時に限られると見られる。これとは別に裏面に署名の代わりに名前を刻した黒印が押印されるケースもみられるが、それがイルⅡハン朝の文書行政野中で制度的にどのように位置づけられるのかという問題についてはおお研究の余地が残されている。

このように、イルⅡハン朝の印章システムは元朝のそれをそのまま受容したものではなく、大枠で元朝の印章制度

に基づきながらも独自の運用をおこなっていた。しかし、イルⅡハン朝における印章制度は文書の発令体系と密接に関わっており、イルⅡハン朝後半期以後には、『文章作成の優美』にも見えるように、発令文書の分類が押印された印章に準じるようになっていった。そのため、印章と発令文書の関係を説明することは、文書行政全体の構造を説明することにも繋がると思われる。ポストⅡイルⅡハン期になると、漢字印・パク・パ文字印はほとんど見られなくなっており、アラビア文字印がそれに代わり、また朱印や黒印の形状も方形から円形印・多角形印・花形印・王冠形印など多様な形に変容してゆく。イルⅡハン朝における押印文書の分類をまとめると以下ようになる。

『文章作成の優美』(Latā'if al-Insā')に基づく分類

- (一) 勅令^{ヤルリク} …… イルⅡハンが発令し、宝璽が押印された文書。
- (二) 朱印文書^{アルタムガ} …… 宰相^{ワズィール}・アミール・地方領主^{マダリク}の朱印が押印された文書。
- (三) 黒印文書^{カラタムガ} …… 黒印が押印された文書。
- (四) 碧印文書^{クハタムガ} …… 碧印が押印された文書。
- (五) 無印文書^{ミサイル}

実際の文書に基づく分類

- (一) 宝璽^{アルトゥンタムガ}金^{アルトゥンタムガ}印^{アルトゥンタムガ}… イル＝ハンの皇帝印。漢字朱印とアラビア文字金印。勅令に押印。
- (二) 朱印^{アルタムガ}… 宰相・財務厅长官の官印。漢字印、アラビア字印。官文書に押印。
- (三) 朱印^{アルタムガ}＋黒印^{カラタムガ}… 官印と個人印の両方を押印。第一～四位の大アミールのみ発給か。
- (四) 黒印^{カラタムガ}… アミールの個人印。ウイグル字印、パクパ字印、アラビア字印。
- (五) 碧印^{ククタムガ}… イル＝ハンの御璽もしくは大財務庁^{ディウリン}の官印か。詳細不明。
- (六) 無印

おわりに

以上、イル＝ハン朝の公文書について概観したが、その文書行政システムに関してはなお不明な点が少なくない。しかし、特にアルダビール文書のなかの多言語文書研究が本格化するにつれて、この時代に特有の東西ユーラシアのモンゴル支配域に共通して見られる文書様式が存在が明らかになり、比較を通じて様々な性質が解明されつつある。イラン・中央アジアを支配領域としたイル＝ハン朝の

文書行政は、イラン＝イスラーム文書の伝統を継承しつつも、モンゴル帝国＝元朝を通じてもたらされた文書様式の影響をも強く受けていたのである。そして、それは伝統中国的な文書様式の要素も合わせ持つものであった。イスラーム文化圏に属するイランの文書行政システムに伝統中国的な要素が見られることは一見奇異に感じられるかもしれないが、これこそ、東西ユーラシアの大部分をモンゴルが支配した時期に見られた「モンゴルの平和」と「モンゴルの衝撃」の産物であると言えるだろう。本稿では主に印章に関して中国の影響を含む東西ユーラシアの共通性が存在したことを取り上げたが、それ以外にも、漢語・モンゴル語・トルコ語と共通する直訳的ペルシア語表現や擡頭・平出・闕字などに準じた尊敬表現なども見られ、そのインパクトの強さがうかがわれる。もともと、印章制度がそうであったように、それは中国の様式をそのまま取り込んだものではなく、イランにおいてアレンジされた形で運用されていた。例えば、擡頭に関しても漢文文書のように改行をおこなって擡頭するだけではなく、尊敬対象となる語だけを抜き出して行頭に擡頭させるという独特の現象が認められる【図5】。また、金字による特定語句の装飾も尊敬表現のひとつとしておこなわれるようになるが【図6】、これは広くイスラーム世界でモンゴル政権の文書様式の特徴のひとつ

つとして認識されていた形跡がある。⁶⁴⁾

また、今回は詳述しなかつたが、イル＝ハンの勅令と宰相やアミールの朱印文書・黒印文書は、印章以外の諸点でもフォーマットが大きく異なっていた。なかでも、文書の発令様式の序列を象徴するメルクマールとして違いが顕著なのが用紙の「寸法」である。多くの場合、黒印文書の長さは一メートルに満たないものであるが【図7】、朱印文書は一メートルを超える長さのものも珍しくなく、幅も黒印文書よりやや大きい【図8】。宝璽の押印された勅令にいたっては幅だけで一メートル近く、長さは一メートルを超えるものもある【図9】。モンゴル帝国や元朝では特別な文書が通達される場合は「開読」と呼ばれる文書読み上げの儀礼がおこなわれたが、朱印文書や黒印文書は一人で十分開読できるサイズであるのに対して、勅令の場合は一人では文書を開くことも読み上げることもできないほどの大きさであり、これを読み上げるといふ行為だけで仰々しいパフォーマンスとなったことは想像に難くない。⁶⁵⁾

以上のように、イル＝ハン朝の文書様式は、(一) 伝統イスラーム的な文書様式の影響、(二) 伝統中国的な要素を含むモンゴル帝国期発令文書様式の影響、(三) その上に独自に形成された文書様式を内包しており、それらが相

互にどのような関係にあったのかという点が今後の研究の焦点のひとつとなると思われる。その意味では、イル＝ハン朝の文書行政制度は中国の影響を強く受けた東部ユーラシア諸地域のそれと十分に比較対象となりうるものであり、相互比較を通じてより多角的な視点から文書システムやその背景にある社会状況の解明が期待される。

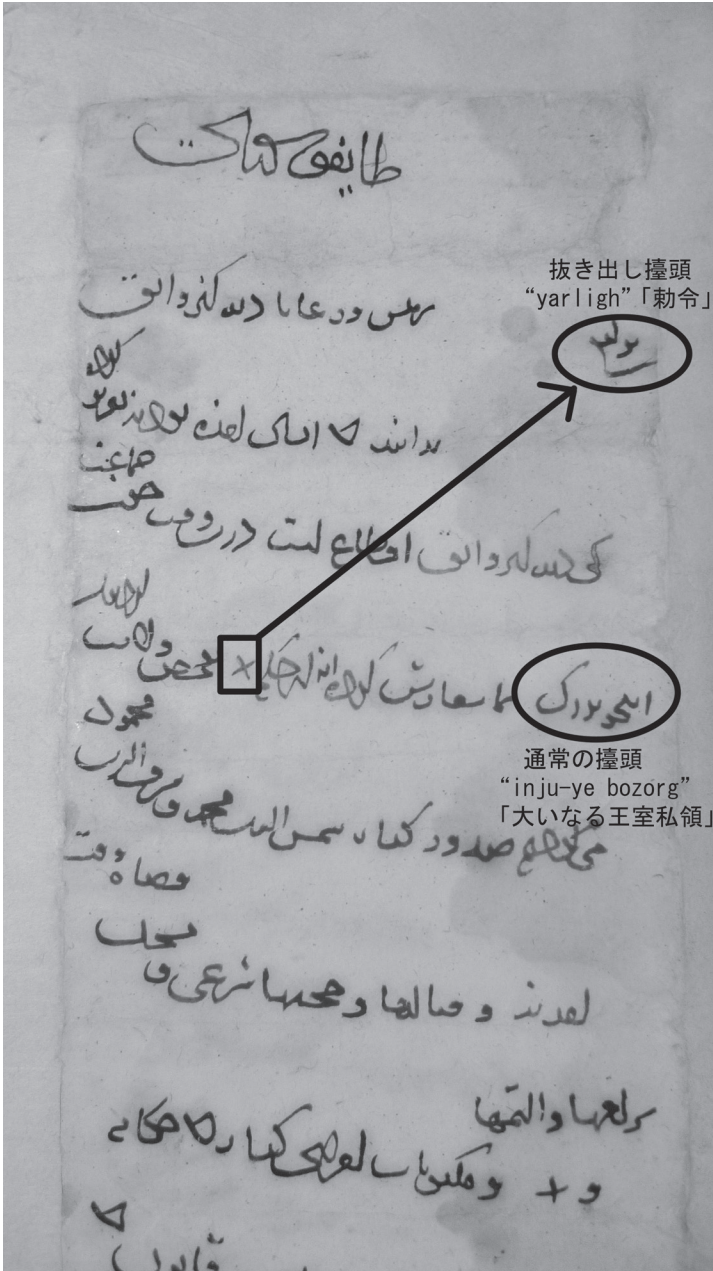


図5：抜き出し擡頭（700AH タイフ発令黒印付スズ文書）

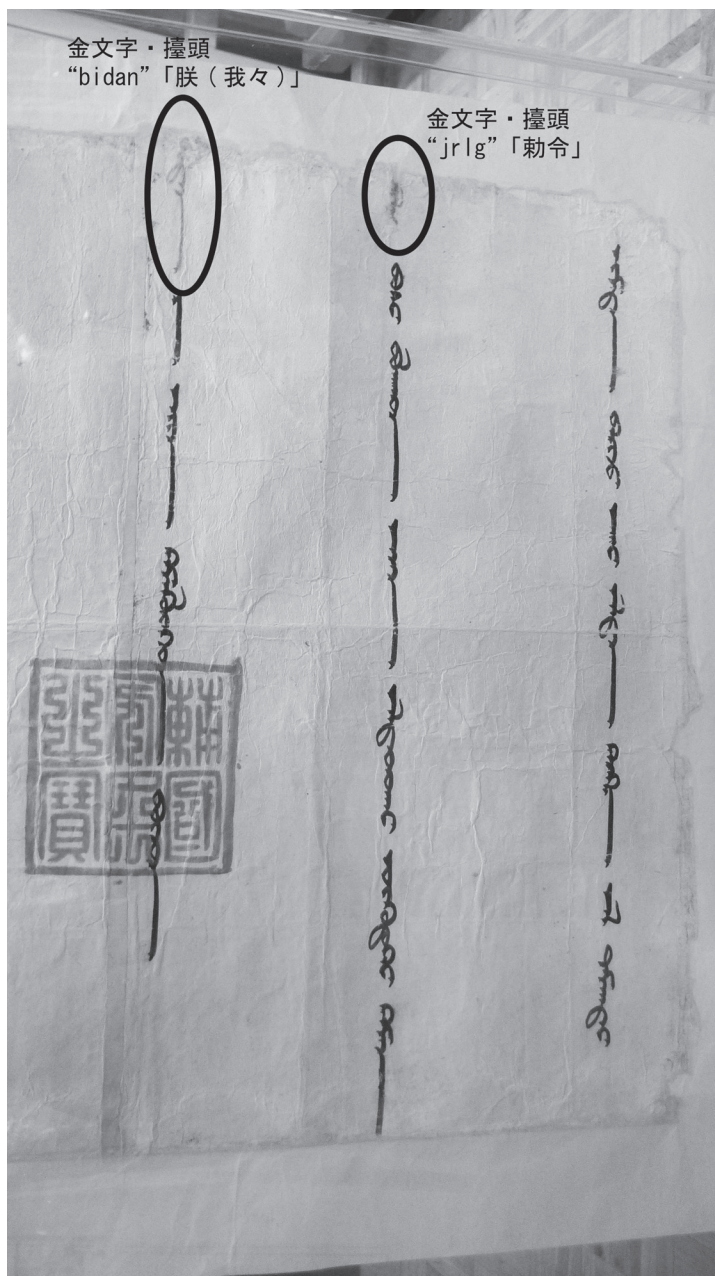
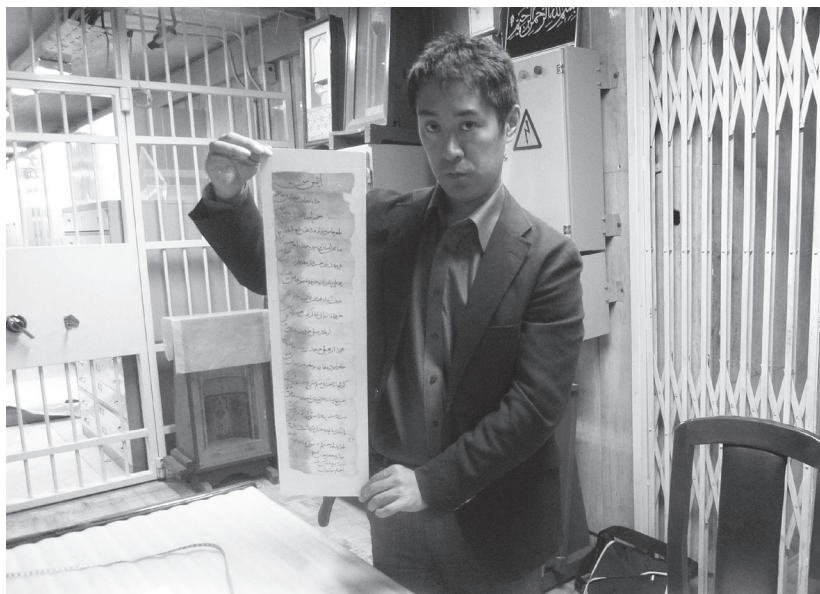
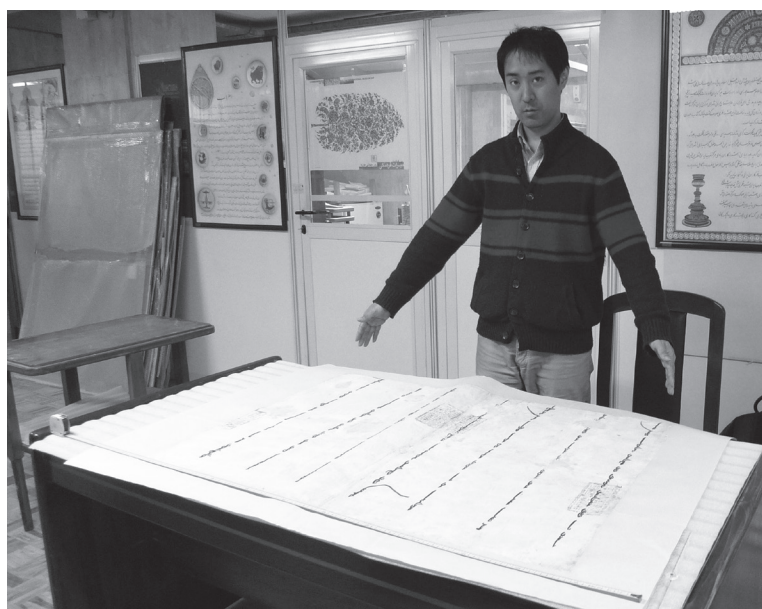


図6：金文字・擡頭（年代不明アルグンニハン発令モンゴル語文書）



カラタムガ
アミール
図7：黒印文書のサイズの一例（691AH 重臣バイトミシ発令スズ文書）



ヤルリグ
図9：勅令文書のサイズの一例（サル年アブー＝サイド発令ウゲ文書（部分）：
MMI, s.20823）



アルタムガ
図 8 : 朱印文書のサイズの一例 (704AH シャイフ = ハサン = チョバニー発令ス
ズ文書 : MMI, r.459/s.25878)

ユーラシア史の視点から見たイラン朝公文書(四日市)

史料：

Dastūr al-Katīb/Aḡli-zade : Muḥammad Ibn Hindūshāh Nakhchiwānī. *Dastūr al-Katīb fi-Ta'yīn al-Marātib* (『官職任命に關する書記典範』), A.A. Aḡli-zade [ed.]. *Дастур ал-кاتبъ фи та'йин ал-марاتبъ*. том II. Москва. 1976.

Jāmi' T./Roushan : Rashīd al-Dīn Fadhī-Allāh Hamadānī. *Jāmi' al-Tawārīkh* (『歷史集成』), M. Roushan; M. Musavī [ed.]. *Jāmi' al-Tawārīkh*. Tehrān. 1373/1995.

Latā'if al-Inshā'/Maḡles : Naṣr Allāh bn 'Alā al-Bannā' al-Nasāfi, *Latā'if al-Inshā'* (『文章作成の優美』), Ketābkhāneh-ye Majles Shourā-ye Eslāmī, MS. s.4719.

T. Jahāngushā/Qazvīnī : 'Alā al-Dīn 'Atā-Malik Juwaynī. *Tārīkh-i Jahān-gushāy* (『世界征服者史』), M.M. Qazvīnī [ed.]. *Jahān-gushā' of 'Alā'u'd-Dīn 'Atā Malik-i-Juwaynī*. 3 vols. Leyden-London. 1912-37.

T. Ūjāyāt/Hambīf : Abū al-Qāshim 'Abd-Allāh bn Muḥammad al-Qāshānī. *Tārīkh-i Ūjāyāt* (『ホラズム史』), Mohīn Hambīf [ed.]. Tehrān. 1348.

T. Wasāf/Bombay : Shihāb al-Dīn 'Abd-Allāh Sharaf Shīrāzī. *Tajziyat al-Amṣār wa Taziyat al-'A'sār* (*Tārīkh-i Wasāf*) (『ヒンサーン史』), *Tārīkh-i Wasāf al-Hādrah dar Ahwāl-i Salāṭin-i Mughūl*. Tehrān. 1338/1960 (rep. of Bombay ed.).

al-Ta'yīf bi al-Musālah al-Sharf → 谷口 110-11。
『大元聖政國朝典章』(『元典章』)：『景印元本大元聖政國朝典章』國立故宮博物院 一九七六。

宋濂『元史』二二〇卷：『元史』一五冊、校点本、北京：中華書局、一九七一。

袁桷『清容居士集』五〇卷：元刊本影印(四部叢刊初集)。

参考文献：

Abel-Rémusat 1822-24. “Mémoires sur les relations politiques des Princes chrétiens, et particulièrement des Rois de France, avec les empereurs Mongols.” *Histoire et mémoires de l'institut royal de France, académie des inscriptions et belles-lettres* 6-7.

Bonaparte, R. N. 1895. *Documents de l'époque mongole des XIIIe et XVIIe siècles*. Paris: Grave et imprimé pour l'auteur.

Boyle, J. A. 1976. “The Il-Khans of Persia and the Princes of Europe.” *Central Asiatic Journal* 20, pp. 25-40.

Busse, H. 1959. *Untersuchungen zum islamischen Kanzleiwesen: an Hand turkmenischer und safawidischer Urkunden*. Kairo: Kommissionsverlag Strovic Bookshop.

Čenggel, Qoşud 1994. “13-14 düger jayun-u šäsintan-du baylyb'qasan jarliy-un bičig-ün keb kelberti-yin sinjitel.” *Juu uda-yin Mongyol indüsitlen-ü baysi-yin tusgai mergefil -ün erdem sinjilegen-ü sedkäl* 1994/3, pp. 30-37.

Chabot, J.B. 1894. “Note sur les relations du roi Artgoun Avec l'occident.” *Revue de L'Orient Latin* 9, pp. 566-626.

Cleaves, F. W. 1951. “A Chancellery Practice of the Mongols in the Thirteenth and Fourteenth Centuries.” *Harvard Journal of*

- Asian Studies* 11, pp. 493-526.
- Cleaves, F. W. 1953. "The Mongolian Documents in the Musée de Teheran." *Harvard Journal of Asiatic Studies* 16/1-2, pp. 1-107.
- Dai, Matsui, "Six Seals on the Verso of Çoban's Decree of 726 AH/1326 CE." *Oriens* 50, special issue: Multilingual Documents and Multiehrnic Society in Mongol-Ruled Iran.
- Desimoni, C. 1877-84. "I conti dell'ambasciata al chan di Persia nel 1292." *Atti della Società Ligure di Storia Patria* 13, pp. 537-698.
- Doerfer, G. 1975. "Mongolica aus Ardabil." *Zentralasiatische Studien* 9, pp. 187-263.
- Doerfer, G. 1982-85a. "Āl-tamgā." *Encyclopaedia Iranica*. vol. 1. London: Routledge & Kegan Paul, pp. 766-768.
- Doerfer, G. 1982-85b. "Āltūn-tamgā." *Encyclopaedia Iranica*. vol. 1. London: Routledge & Kegan Paul, pp. 913-914.
- 海老澤哲雄 一九八二「一二八五年のアルゲン・マンの教皇老澤哲雄 一八九二「一二八五年のアルゲン・マンの教皇老澤哲雄 一八九二」『歴史における民衆と文化——酒井忠夫先生古希祝賀記念論集』国書刊行会。
- EDPT : Clauson, G. *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth Century Turkish*. Oxford: Clarendon Press, 1972.
- FABŞ = 'Emād al-Dīn Sheykh al-Hokamā'ī, *Fehrest-e Asnād-e Boq'a-ye Sheykh Saft al-Dīn Ardashīr*, Tehān, 1387 AHS.
- Farquhar, D. M. 1966. "The Official Seals and Ciphers of the Yuan Period." *Monumenta Serica. Journal of Oriental Studies* 25.
- Fagner, V. 1999. "Famān." *Encyclopaedia Iranica* 9, pp. 282-295.
- 松田善之 二〇〇五「元代の命令文書の開讀に（つ）」『東洋史研究』六三（四）『二六・六七頁』。
- Приорьев, А. П. 1978. *Монгольская Дипломатика XIII-XV вв.* Ленинград: Издательство Ленинградского Университета.
- Gronke, M. 1982. *Arabishe und persische Privatinkunden des 12. und 13. Jahrhunderts aus Ardabil (Aserbeidschan)*. Berlin: Klaus Schwarz Verlag.
- Gronke, M. 1993. *Derwische im Vorhof der Macht : Sozial- und Wirtschaftsgeschichte Nordwestirans im 13. und 14. Jahrhundert*. Stuttgart :F. Steiner Verlag.
- Haensch, E. 1949. "Zu den Briefen der mongolischen Ilkhane Arghun und Öljaitü an den König Philipp den Schönen." *Oriens* 2, pp. 219-29.
- Hertmann, G. 1997. "zum persischen urkundenwesen in der Mongolzeit Erlasse von Emiren und Westren." Denise Aigle (ed.) *L'Iran face à la domination Mongole*. Téhéran: IFRI.
- Hertmann, G. 2004. "Der Aufbau der Urkunden" in PUM.
- Hertmann, G. und Doerfer, G. 1975a. "Ein persisch-mongolischer Erlaß aus dem Jahr 725/1325." *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 125, pp. 317-346.
- Hertmann, G und Doerfer, G. 1975b. "Ein persisch-mongolischer Erlaß des Gäläyeriden Šeyh Oveys." *Central Asiatic Journal* 19/1-2, pp. 1-84.

ユーラシア史的視点から見たイル＝ハン朝公文書（四日市）

- 本田實信 一九八八「ラシード・ウツデイーンの「中国史」』モンゴル時代史研究』東京大学出版会
一九九一、三八三-四〇四頁（原載：「ラシード・アツテ
イーンの「中国史」について」『東方学』七六（一九八八）一
一七頁）。
- 黄樟 一九九九《元代印風》重慶出版社。
- Traj Afshār 1383AHS/2004-05. “Asnād-e Fārsī-ye Rūzgār-e
Moghūl.” *Nāmeḥ-ye Bahārestān* 9-10, pp. 363-366.
- Isahaya Yoichi 2009. “History and Provenance of the “Chinese”
Calendar in the Z̄jī-i-Ilkhānī.” *Tārīkh-e Elm* 8, pp. 19-44.
- Jacomet, D. & C^{le}. *Firman de Solṭan Ahmad Djalair, Prince
Ilkhanien* (MS. Bibliothèque Nationale de Paris, supplément
persan N°1630; E. Blochet, Cat. Mss. persans, N°2334), La
Fondation Nationale pour la reproduction des manuscrits
précieux et pièces rares d’archives. Paris.
- 片岡一忠二〇〇八『中国官印制度研究』東京：東方書店。
- Kolbas, Judith 2006. *The Mongol in Iran: Chingiz Khan to
Uljaymī 1220-1309*. London and New York: Routledge.
- Kotwicz, W. 1934. “Formules initiales des documents mongols
aux XIIIe et XIVe ss.” *Rocznik orientalistyczny* 10.
- Ligeti, L. 1970-72. *Monuments préclassiques*. Index and Text.
Budapest: Akadémiai Kiadó.
- Little, Donald P. 1984a. *A Catalogue of the Islamic Documents
from al-Haram aš-Šarif in Jerusalem*. Beitr.: Orient-Institute
der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft, Wiesbaden: F.
- Steiner.
Little, Donald P. 1984b. “The Haram Documents as Sources
for the Arts and Architecture of the Mamluk Period.” Oleg
Grabar [ed.], *Mugarnas II: An Annual on Islamic Art and
Architecture*. New Haven: Yale University Press.
- Lupprian, Karl-Ernst 1981. *Die Beziehungen der Papste
zu islamischen und mongolischen Herrschern im 13.
Jahrhundert anhand ihres Briefwechsels*. Citta del Vaticano:
Biblioteca Apostolica Vaticana.
- 松川節 一九九五「大元ウルス命令文の書式」『待兼山論叢
史学篇』一九二五-五二頁。
- Meadows 1850. “Translations and Notice of two Mongolian
Letters to Philip the Fair, king of France, 1305.” *The Chinese
Repository* 19.
- Mimorsky, V. 1954. “A Mongol Decree of 720/1320 to the
Family of Shaykh Zahid.” *Bulletin of the School of Oriental
and African Studies, University of London* 16/3, pp. 515-527.
- Mohsen Ja’fārī [tr.] 1379AHS/2000. “Nokhoṣṭin Fārmān-e
Fārsī-ye Ilkhānān.” *Yagf: Mīrāth-e Javīdān* 29. pp. 33-37
(Soudavar 2006 からのソウルハン語訳、史料校記)。
- Mostaert, A. et Cleaves, F. W. 1952. “Trois documents mongols
des Archives secretes vaticanes.” *Harvard Journal of Asiatic
Studies* 15/3-4
- Mostaert, A. et Cleaves, F. W. 1962. *Les Lettres de 1289 et 1305
des ilkhan Arṭun et Öjjetü à Philippe le Bel*. Cambridge,

- Massachusetts: Harvard U.P.
- Müller, C. 2011. "The Haram al-Šarīf Collection of Arabic Legal Documents in Jerusalem: A Mamlük Court Archive?" *Al-Oriental* 32/2, pp. 435-459.
- 中村淳・松川節一九九三「新発現の漢蒙合璧少林寺聖旨碑」『内陸アジア言語の研究』八・一・一九二頁。
- Nakhchevanī, Hajj Hoseyn 1332AHS/1954. "Farman az Farāmin-e Doureh-ye Moghul." *Nashri-ye Daneshkadeh-ye Adbiyat-e Tabriz* 5/1.
- Northrup, Linda S. and Abul-Hajj, Amal A. 1978. "A Collection of Medieval Arabic Documents in the Islamic Museum at the Haram al-Šarīf." *Arabica* 25/3, pp. 282-291.
- Нямаа, Бадарчийн 2005. *Монголын Эзэнт Гүрний Зоосон Мөнгө Ба Хаадын Овгийн Тамга (XIII-XIV зуун) (Nyamaa, Badarch. The Coins of Mongol Empire and Clan Tamgha of Khans (XIII-XIV))*. Улаанбаатар.
- 小野浩一九九三「(よ)こえの天の力のもよに」——モンゴル時代発令文の冒頭定型句をめぐって』『京都橘女子大学研究紀要』二〇・一〇七・一一九頁。
- Papazian, H. D. 1961. "Deux nouveaux iarlüks d'ilkhans." *Bamber Maenadaran* 6.
- Pelliot, P. 1923. *Les Mongols et Papauté*. Paris: Librairie auguste picard.
- Pelliot, P. 1936. "Les documents mongols du Musée de Teheran." *Ahār-e Irān, Annals du Service Archéologique de*

Iran 1, pp. 37-44.

- PUM = Herrmann, G. 2004. *Persische Urkunden der Mongolenzeit*. Wiesbaden: Harrassowitz Verlag.
- Qā'im Maqāmī, Jahāngir 1350AHS/1971-72. *Mogaddameh-ye Barshekanī-e Asnād-e Tārīkhī*. Tehrān.
- Richard, J. 1949. "Le début des relations entre la Papauté et les Mongols de Perse." *Journal Asiatique* 237, pp. 287-93.
- Schuh, D. 1977. *Erlasse und Sendschreiben mongolischer Herrscher für tibetische Geistliche: Ein Beitrag zur Kenntnis der Urkunden des tibetischen Mittelalters und ihrer Diplomatie*. St. Augustin: Wissenschafts- verlag.
- Shahrestānī, Seyyed Hoseyn 1381AHS. *Jehveh-kā-ye Honar-e Irānī dar Asnād-e Mellī*. Tehrān: Sāzmān-e Asnād-e Mellī-ye Irān.
- Sheykh al-Hokamā'ī, 'E. 2015. "Study on a Decree of Amīr Čoban of 726 AH/1326 CE." *Oriens* 50, special issue: Multilingual Documents and Multithnic Society in Mongol-Ruled Iran.
- Sheykh al-Hokamā'ī, 'E. 1380AHS/2002. "Katibān va Qādhiyān-e Asnād Boq'eh-ye Sheykh Šarī al-Dīn Ardabīlī (asnād-e Qarun-e 9 ta 10 Hejri)." *Nāmeh-ye Bahārestān* 4, pp. 137-152 (132-117).
- Sheykh al-Hokamā'ī, 'E. 1383AHS/2005. "Bar-rashī-ye Yek Pāreh-ye Sanad-e Ilkhānī (Movarrakh-e 726q)." *Nāmeh-ye Bahārestān* 9-10, pp. 111-118.

ユーラシア史的視点から見たイルハン朝公文書(四日市)

- Sheykh al-Hokamā'i, 'E. 1384AHS. 2005-06. "Asnād-e Farsi-ye Rūzgār-e Moghūl." *Nāmah-ye Bahārستان* 11-12, pp. 399-402.
- Sheykh al-Hokamā'i, 'E. 1390AHS. "Adab-e Momtāz-nevīstī va Seyr-e Tahavvol-e Ān dar Asnād-e Doureh-ye Eslāmī." *Pāzīshīh-hā-ye 'Olim-i Tarīkhī* 3/1, pp. 83-110.
- Sinor, D. 1956. "Les relations entre les Mongols et l'Europe jusqu'à la mort d'Arghoun et de Bela IV." *Cahiers d'histoire mondiale* 3/1, pp. 39-62.
- Soudavar, A.[ed.] 1981. *Persian Courts: Selections from Art and History Trust Collection*. New York: Rizzoli.
- Soudavar, A 2006. "The Mongol Legacy of Persian Farmāns." Linda Komaroff(ed.), *Beyond the Legacy of Genghis Khan*. Leiden-Boston: Brill.
- Staatliches Museum für Völkerkunde München 2005. *Daschings Khan und seine Erben: Das Weltreich der Mongolen*. München: Kunst- und Ausstellungshalle der Bundesrepublik Deutschland, Hirmer Verlag GmbH.
- 杉山正明二〇〇四a 『モンゴル命令文研究導論』『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版会 三七一-四〇二頁(原載:『元代蒙漢合璧命令文の研究(一)』『内陸アジア言語の研究』五(一九九〇)・一-三二頁)。
- 杉山正明二〇〇四b 『山東鄒県山仙人宮の聖旨碑』『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版会 四〇三-四二四頁(原載:『元代蒙漢合璧命令文の研究(一)』『内陸アジア言語の研究』六(一九九二)・三五-五五頁)。
- 谷口淳一〔編〕二〇一〇『アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウヰレリー著『高貴なる用語の解説』訳注(2)』『史窓』六八・五一-九四頁。
- Voegrin, E. 1940-41. "The Mongol Orders of Submission to European Powers, 1245-1255." *Byzantion: International Journal of Byzantine Studies* 15, pp. 378-413.
- 渡部良子二〇〇二『書記典範』の成立背景——一四世紀におけるペルシア語インシヤー手引書編纂とモンゴル文書行政』『史学雑誌』一一一(七)・一-三二頁。
- 渡部良子二〇〇三『モンゴル時代におけるペルシア語インシヤー術指南書』『オリエンツ』四六(二)・一九七-二二四頁。
- 西藏自治区檔案館(編)一九九五《西藏歷史檔案叢粹》北京:文物出版社。
- 叶其峰二〇〇三〈元官印〉《古玺印通论》北京:紫禁城出版社。
- Yokkaichi Yasuhiro 2010. "Chinese seals in the Mongol official documents in Iran: Re-examination of the sphragistic system in the Il-Khanid and Yuan Dynasties." 《第三屆吐魯番學國際學術研討會論文集》上海学術出版社 二一五-二二〇頁。
- 四日市康博二〇一二〈伊利汗朝の印章制度における朱印、金印と漢字印——元朝の宝璽、官印との比較から〉《欧亚学刊 第十輯》北京:中华书局 三一一-三三五頁。
- Yasuhiro, Yokkaichi Yasuhiro 2015. "Four Seals in 'Phags-pa

and Arabic Scripts on Amīr Īcōban's Decree of 726 AH/1326 CE." *Oriens* 50, special issue: Multilingual Documents and Multieethnic Society in Mongol-Ruled Iran.

註

- (1) ヲルロ＝ポーロが同行したことでは有名なロカチン妃 (Kökčün Qatun) が元朝からアルグン＝ハン (Arγun Qan) のもとへ降嫁したことはペルシア語・漢文の各史料が残っている (『經世大典』站赤 (『永樂大典』卷一九四一八、站) ; 『歴史集成』 (Jāmi' al-Tawārīkh) 'ガザン＝ハン紀 (Jāmi' T/Roushan, p. 1238) ; ヲルロ＝ポーロ『世界の記述』 (Marco/P/Benedetto, pp. 11-13; Marco/R/Einaudi, pp. 86-89)。また『オルジェイト史』 (Tārīkh-i Ujāyāt) には、元朝からスルターン＝オルジェイト (Sultān Ūjēitū) のもとへ花嫁が送られた記録が残る (T. Ujāyāt/Hambli, waqāyah-yi sāl-i 716, p. 205)。
- (2) 例えば、フレグ＝ハンがイラン支配を実現した当初、元朝のフビライイ＝ハーン (Qubilai Qa'an) からフレグに使者が派遣され、アリク＝ブケ (Arīq Böke) に対する勝利と大ハン位への即位の通知、フレグのイラン支配の承認、援軍三万騎の派遣の通知がおこなわれている (『歴史集成』 フレグ＝ハン紀 (Jāmi' T/Roushan, p. 1047)。また、アバガ＝ハン (Abūqa Qan) ' アルグン＝ハンの即位に際しても、元朝から即位を承認する使者が派遣されている (『歴史集成』 アバガ＝ハン紀 (Jāmi' T/Roushan, p. 1060) ; アルグン＝ハン紀 (Jāmi' T/Roushan, pp. 1161-1162))。
- (3) イル＝ハン朝の文化全般における中国文化の影響につい

史苑 (第七五卷第二号)

ては本田一九八八を参照。近年はイランにおける中国語をより詳細に分析した諫早庸一の研究も現れた。例えば、Isahaya 2009 を参照。

- (4) インシャー書記術に関しては、渡部良子二〇〇二、同二〇〇三を参照。
- (5) 例えば、コインの推移と政治史を合わせて考察した研究として、Kolbas 2006 がある。
- (6) この他に法官や公証人が命令・認証した法廷文書も存在し、公権力のもとに発給された文書という意味では公文書とも言えないこともないが、本稿で扱う公文書に法廷文書は含めないことにする。イル＝ハン朝の法廷文書に関しては、Gronke 1982 を参照。
- (7) イラン国立博物館 (以下、所蔵を示す場合に限り MMI と略称する) F463/s.25882。本文書に関しては現在のところ写真・内容は未公表だが、松井太と四日市で写真・校訂テキスト・訳注を発表予定である。
- (8) このことは Yokkachi 2010 でも簡述した。
- (9) 詳細は FABS の解説および Herrmann 2004 を参照。
- (10) ハラム＝インヤリーフ文書に関する詳細は、Northrup and Abul-Hajj 1978; Little 1984a; idem 1984b; Müller 2011 を参照。
- (11) Lupprian 1981 に概要が収録される文書写しのほか、数十年前のラテン語訳文書の写しが残されている。モンゴルとローマ教会の交渉に関する重要な史料であるが、少なくともモンゴル史側からはほとんど研究が着手されていない。
- (12) 例えば、『歴史集成』ガザン＝ハン紀第三部第一四話には四通のヤルリグの写しが収録されている (Jāmi' T/Roushan, vol. 2, pp. 1387-1407)。また「ヤルリグの写し」 (swāḍe

ユーラシア史的視点から見たイル＝ハン朝公文書(四日市)

- yarlïgh*)と題された下には、「スルターン＝ガザン＝ハンの勅令」(*farmān-i Sulṭān Ghāzān Khān*)とあって、ヤルリグとフアルマーンが同義で使われていることがわかる。
- (13) 書記術指南書から見たイル＝ハン朝の文書行政に関しては、渡部二〇〇二・同二〇〇三などを参照。近年、渡部良子はインシヤール書記術書に見えるイラン＝イスラーム的伝統様式とモンゴル様式の関係について研究を進めており、成果の刊行が期待される。
- (14) マムルーク朝アラビア語史料中にみえるイル＝ハン朝文書に関しては、矢島洋一が International Conference: New Approaches on the Il-khans (National University of Mongolia, 21-23 May, 2014) にぎざつと Yajima Yoichi, "Ilkhanid Arabic Farmāns" として発表をなしている。
- (15) Abel-Rémusat 1822-24; Meadows 1850; Desimoni 1877-84; Clabot 1894; Bonaparte 1895; Voegrin 1940-41; Richard 1949; Sinor 1956; Boyle 1976; 海老澤一 一九八二などを参照。
- (16) Pelliot 1936; Cleaves 1953; Mironsky 1954.
- (17) Haensch 1949; Cleaves 1948; Mostaert et Cleaves 1952; idem 1962; Ugeit, I. 1970-72 などを参照。
- (18) Kowicz 1934; Schuh 1977; Purophen 1978; 小野浩 一九九三; Cenggel 1994; 松川 一九九五。
- (19) 例として Nakhevanī 1332; Papazian 1961 など。
- (20) Busse 1959; Qā'em Maqānt 1350.
- (21) Gronke 1982; Gronke 1993; Herrmann 1997 などを参照。
- (22) Herrmann und Doerfer 1975a; 1975b.
- (23) Herrmann 2004; Fragner 1999; Soudavar 2006 などを参照。
- (24) Traj Aīshār 1383; Sheykḥ al-Hokamāt 1380; idem 1383; idem 1384 など。
- (25) 小野 一九九三; 中村・松川 一九九三; 松川 一九九五・杉山二〇〇四a・二〇〇四bなどを参照。
- (26) 中村・松川 一九九三・九・二三頁、特に一五二三頁、松川 1995・二五・二六・三六・四六頁を参照。
- (27) 松川 一九九五・三六・四六頁。
- (28) フランス国立公文書館 (Archives Nationales) 所蔵 (AE-III-203) ; 写真版、校訂テキスト、文書データに関しては Mostaert et Cleaves 1962; Yokouchi 2010 を参照。
- (29) ヴァティカン枢機文書館 (Archivio Segreto Vaticano) 所蔵 A.A.Arn.I-XVIII, 1801-2.
- (30) MMI, f.465/s.25884; 文書写真・校訂テキスト・その他の文書データに関しては Herrmann und Doerfer 1975; FABS, p. 118 を参照。
- (31) MMI, f.438/s.25858; 文書写真・校訂テキスト・その他の文書データに関しては PUM, U.2; FABS, p. 113.
- (32) フリーア美術館所蔵; 文書写真・校訂テキストに関しては Soudavar 1981; Mohsen Jā'farī 2000 を参照。
- (33) MMI, f.440/s.25860 所蔵; 文書写真・校訂テキストに関しては PUM, U.4; FABS, pp.113-114.
- (34) フランス公文書館所蔵 AE-III-202.
- (35) Yokouchi 2010, pp. 217-218.
- (36) 松川 一九九五・四六・四七頁。
- (37) ただし、上級権威の「天」(Tengri)が「神」(Alīsh/Rabb/Khudā)に置き換わったイル＝ハン朝後期の文書においても同様のことが言えるのかどうかは、より多くの事例を検討した上でないと結論することはできないため、ここでは明

言は控えておきたい。

(38) 『オルジエイト史』(Tārīkh-i Ujāyāt)には元朝から派遣されたトガチ丞相がチャガタイ家に対して「勅令」と「令旨」について説明するくだりがあり、少なくとも元朝側ではその文書様式がモンゴル帝国全体に共通すると見られていることが示唆される。「トガチ (Tūghān) は答えて言った、『シヨムカーン大草原からカーンの軍隊が出立し、カーンに対して西方からイスン＝ブカ (Isbūqa) の兵が…。』話の途中で使臣たちが言った。『イスン＝ブカの勅令はかくのごときです。』トガチは彼らに怒鳴った。『黙れ！勅令とはカーンからのものを言うのだ。王子たちの命令は「令旨」(Ingi) という。王子たちの命令という意味である。』バル＝テムル (Bal Tīmūr) は言った。『イスン＝ブカも「チンギスの」一族のひとりであるので、我らにとつてはカーンの位にあります。』(T. Ujāyāt/Hambli, waqāyah-yi sāli 716, p. 203) ただし、実際にイル＝ハン朝で「令旨」が発令様式のひとつとして定着していた形跡はない。

(39) モンゴル語の発令様式である「ウゲ」が「我が命令」(üge manu)と宣言されるのに対して、トルコ語の発令様式である「スズ」は「彼の命令」(suz)と宣言される点にも両者の権威の違いが表されている。なお、イル＝ハン朝の王子 (Partshahzadah = Tur. orul = Mon. köbegin) の発令文書は現存していないが、その発令様式として唯一確認できるのが、『歴史集成』に採録されたアミール＝ノウルーズ (Nauruz) の書簡の冒頭定型句に見える「命令」(buynıq)である。これは、『歴史集成』ガザン＝ハン紀に、ノウルーズが王子ガザンに反目して王子フラチュと王子キンシュに接近したことを

史苑 (第七五卷第二号)

記して、「王子フラチュはそこ(マーザンダラーン)にいて、『我々はノウルーズの味方である』と声明を出した。ノウルーズは諸州に書簡を以下のように書いた：『フラチュの勅令により、キンシュの命令により (Hüfāchū yanghınfın, Kınshū byrynqındn) …』ガザンはフラチュがノウルーズに合流する前に捉えようと欲した」とあるもので (Jamī T. Roushan, vol. 2, p. 1219)、ノウルーズが発令した際の冒頭定型句となる上級権威の提示として「フラチュの勅令」と「キンシュの命令」が提示されている。トルコ語がそのまま音写されていることからわかるように、文書にあつた原文がそのまま引用されており、フレグ＝ハンの第二子であるフラチュは実際に「勅令」を発令し、フレグの第二子ゾムクルの子(つまり、フレグの孫)であるキンシュは「命令」を発令していたとみられる。「ブイルク」(byrnq)はトルコ語で「命令」を意味するが (EDPT, p. 387, byrnk)、『イル＝ハン朝期の編纂史料や文書史料には他に事例が見られない。イル＝ハン朝下のモンゴル王族が発した発令様式としてこのような形態が存在したことは非常に興味深い』。

(40) 元朝の印章に関しては、Faughar 1966; 黄惇 一九九九: 叶其峰 二〇〇三: 片岡 二〇〇八を参照。

(41) イル＝ハン朝の印章に関する従来の研究には従来 Doerfer 1982-85a; Doerfer 1982-85b; Hermann 2004, pp. 33-42 などがあったが、筆者は近年『アルダビール文書と元朝の印章を比較検討した上で』Yokkaichi 2010; 四日市 2012; Yokkaichi 2015 を発表した。

(42) 『元史』卷二二四、塔塔統阿伝「塔塔統阿、畏兀人なり。性は聰慧にして、善く言論し、深く本國文字に通ず。乃蠻

ユーラシア史的視点から見たイル＝ハン朝公文書(四日市)

- 大揚可汗、之を尊び傳と爲し、其の金印及び錢穀を掌らしむ。
太祖西征して、乃蠻國亡ぶや、塔塔統阿、印を懷にして逃
去せんとし、俄に擒に就く。帝、之を詰して曰く、「大揚の
人民疆土、悉く我に歸するに、汝印を負いて何に之かんと
するか」と。對えて曰く、「臣の職なり。將うるに以て死守し、
故主の之を授くを欲求するのみ。安んぞ敢えて他に有らし
めんや」と。帝曰く、「忠孝の人なり」と。是の印何れに用
いんかと問うに、對えて曰く、「出納錢穀、委任人材、一切
の事、皆な之を用い、以て信驗と爲すのみ」と。帝之を善し、
命じて左右に居せしむ。是れが後、凡そ制旨有らば、始め
て印章を用い、仍お命じて之を掌らしむ。帝曰く、「汝、深
く本國文字を知るか」と。塔塔統阿悉く蘊う所を以て對え、
旨に稱う。遂に命じて太子諸王に教うるに畏兀字を以てし、
國言を書かしむ」。
- (43) T. Jahangushā(Qazvīnī, v.1, dhikr-i Yimah wa Subatāy bar 'aqab-i
Sulān Muhammad, p. 114.
(44) T. Jahangushā(Qazvīnī, v.1, dhikr-i Yimah wa Subatāy bar 'aqab-i
Sulān Muhammad, p. 116.
(45) T. Jahangushā(Qazvīnī, v.1, dhikr-i Yimah wa Subatāy bar 'aqab-i
Sulān Muhammad, p. 117.
(46) ヴァンティカン枢機文書館所蔵クヌク発令ペルシア語ヤル
リク文書, A.A.Arn.I-XVIII, 1802(2).
(47) Yokkaichi 2010. また、これとは別に官印としての朱印に
関する論考を発表予定である。なお、本表で取り上げてい
ない未公表の漢字印も存在するが、まだ十分に解析が済ん
でないため、本稿では取り上げない。
- (48) 四日市二〇一二・三二六-三二二頁。
- (49) 元朝の官文書を見る限り、文書末尾に押印される場合、
イル＝ハン朝のように末尾方向を地とした左下隅に押印さ
れるわけではなく、単に日付の上に押印される。
(50) イル＝ハンの皇帝宝璽については四日市二〇一二を参照。
(51) 官印に見える職名を見る限り、元朝は一貫してイル＝ハン
朝を格下の「諸王」扱いしており、歴代イル＝ハンに宝璽
を賜与した可能性は考えられない。ただし、オゴタイ＝ハ
ーンがチャガタイ家に「皇兄之寶」を下賜したという記録が
残ることから、フビライが対アリク＝ブケの支持を得るた
めに弟フレグに「皇弟之寶」を下賜した可能性は考えられる
が、『元史』卷一三九、乃蠻台伝・四日市二〇一二、三一六頁)、
あくまで想像の域を出ない。近年、宮紀子が「輔國安民之寶」
に関して非常に興味深い指摘をおこなっている。それは、『秋
澗先生大全文集』所収の「大元故蒙軒先生田公墓誌銘」に
見えるフレグの称号「輔國賢王」が朱印の由来となってい
るといふ見解である(宮二〇一四、三九頁、注二九。宮はま
た『雪樓集』卷六、海雲簡和尚塔碑に見える母后ソルカク
タニが「輔國安民」の語を好んで使用した逸話を傍証とし
て挙げている)。これはこれで十分にあり得る見解ではある
が、「輔國安民」の語が宝璽として刻されて元朝から授与さ
れたことが証明されるわけでもなく、イル＝ハン朝側で独
自に宝璽を作成した可能性もぬぐい去ることはできない。
- (52) 官印としての朱印のなには、「右樞密使之印」(MMI, r.442
s.25862)、「總管隱院之印」(MMI, r.464s.25883) など元朝
の官制の中に見えない官印があり、イル＝ハン朝で独自に作
製した可能性も想定される。また、ガザン＝ハンの使用し
た宝璽「王府定國理民之寶」(ASV, A.A.Arn.I-XVIII, 1801-2)

も実際に中国では使用されない銘文を持ち、この宝璽が元朝から正式に下賜された可能性は極めて低い。

- (53) ヒジュラ暦七二五年 (1335CE) アブー・サイード発令金印付ウゲ文書 (※本稿引用の事例 c) (MMI, r.465/s.25884; Hermann und Doerfer 1975a)。

- (54) ヒジュラ暦七五九年 (1359CE) シヤイフ・ウヴァイス発令金印付ウゲ文書 (MMI, r.475/s.25894; Hermann und Doerfer 1975b) なお、r.478/s.25897 文書も同様にモンゴル語・ペルシア語合璧で金印が押印されたシヤイフ・ウヴァイスのウゲ文書である (写真は未公表)。

- (55) *Wassaf/Bombay*, j.3, p. 325.

- (56) *Lata'if al-Insah/Majles*, fol.115b; 渡部二〇〇三、二〇五 - 二〇六頁; 四日市二〇一七、三三二頁。

- (57) イラン国立公文書館所蔵ヒジュラ暦七二六年チョバン発令朱印付文書 (SAMI, s.250) : 文書写真は *Shahrestāni 1381/HS*, pp.17-18 を参照。また、本文書に関しては、*Sheykh al-Hokama't 2015* および *Yokkachi 2015*; *Matsui 2015* (いずれも *Orient 50*, 2015; special issue “Multilingual Documents and Multirethnic Society in Mongol-Ruled Iran” 所収) の専論があるので、参照されたい。

- (58) 『元史』卷二九、泰定帝紀一、泰定元年十一月癸巳：このバクバ字印に関しては、四日市二〇一七、三三二 - 三三三頁および *Yokkachi 2015* も参照。また、実際にイル・ハン朝までは至らなかったが、皇慶二年 (710AH/1313CE) には元朝からイル・ハン朝に輸出してそのままイランに残った重臣ボラド・アカ (*Bolad Aqa*) に対して国公印である金印を賜与するための使節が派遣されている (『清容居士集』卷

三四、拜珠元帥出使事実)。

- (59) 本稿では現存する黒印文書に見られる共通要素を提示したが、黒印文書の定型に関してはまだ十分に研究対象とされておらず、元朝や他地域の文書との比較も含めて、今後なお研究の余地がある。また、本稿で取り上げた朱印文書・黒印文書・金印文書以外に碧印文書も存在するが、明確に刻文を確認できる印影は現存せず、不明な点が少なくない。

- (60) ヒジュラ暦七二六年チョバン発令文書 (イラン国立公文書館、s.250) は裏面に複数の黒印が押印される数少ない実例のひとつである。裏面の黒印に関しては、*Sheykh al-Hokama't 2015* および *Matsui 2015* を参照。

- (61) ペルシア語文書における中国的書式の影響については、*Sheykh al-Hokama't 1390 AHS* がそれまで見えなかったいくつかの慣習がモンゴル期を境に見られるようになり、それが中国の文書作成の慣習の影響であったことに言及している。

- (62) この形式の擡頭は主にペルシア語文書に見られ、「勅命」(*yarlig*) など尊敬の対象となる語句が抜き出されて文頭に置かれる。アミールの発令した文書では最初期のものに属するヒジュラ暦六八七年 (1288CE) バイトミシ^{バイトミシ}発令黒印付スズ文書 (MMI, r.448/s.25858; PUM, U.1) では「勅命」の語がヒジュラ暦七〇〇年 (1301CE) タイフ^{タイフ}発令黒印付スズ文書 (MMI, r.440/s.25860; PUM, U.4) では「勅命」、「朱印付き勅令」(*yarlig wa al-tamgha*) などの語がこの形式で擡頭され、「大いなる王室私領」(*tuji-yi buzurg*) の語は通常の形で擡頭される。なお、ヒジュラ暦六九二年 (1293CE) 財務庁長官アフマド^{アフマド}発令朱印付スズ文書 (MMI, r.466/s.25885; PUM, U.3) の冒頭では、上級権威の提示として「勅命により」(*az*

ユーラシア史的視点から見たイル＝ハン朝公文書（四日市）

hukm-i yarftgh) という定型句が見えるが、その「勅命」の語は通常の形で擡頭されている。

- (63) 金文字はモンゴル語文書、ペルシア語文書の両方に見え、やはり「勅命」(*irh*)・「勅命」(*yarftgh*) など尊敬の対象となる語が金文字で書かれる。ただし、基本的に金文字はイルハン、スルターンなど君主の発令した勅令に見られる。たとえば、発令不明アルグン＝ハン発令金印(朱印)「輔國安民之寶」付モンゴル語文書(MMI, s.332)では「勅命」「我ら(朕) (*bidan*)」、「我ら(朕) (S) (*manu*)」の語が金文字で擡頭されており、ヒジュラ暦七八一年(1390CE) スルターンハフセイフ発令文書(MMI, f.509/s.25929; PUM, U.26)では「勅命」の語が金文字で抜き書き形式で擡頭されている。
- (64) アフマド＝イブン＝フアドウルッラー＝ウマリー『高貴なる用語の解説』(*al-Ta'rif bi al-Musalah al-Sharf*) は、イルハン朝に対するマムルーク朝の文書の書式として金文字が使用されることが説明される。他の王朝に対する書式では金文字は使用されていないことから、これはイルハン朝側の金文字使用の慣習に対応する形でマムルーク朝側も金文字を使用したものと見られる。「当該書簡は、神に捧げる言葉、花押、宛名 (*unwan*) のすべてが縁取りされた金文字で書かれる。栄光に満ちた名や崇高さを備えるどのような語句が文中に現れる場合でも、必ず同様にする。たとえば、至高なる神や我らが預言者ムハンマド——神が彼に祝福と平安を与えんことを——の名または預言者たちや天使たち——彼らに平安があらんことを——の誰かの名が現れたり、イスラームの宗教に関して言及されたりする場合もある。また、我々のスルターンあるいは名宛人であるスル

ターンが言及される場合や、あるいは両者に関連する語句、例えば「我らの許で」「貴殿の許で」「我らのため」「貴殿のため」「我らの書簡」「貴殿の書簡」などと記される場合も同様である。このような場合はすべて金文字で書かれ、それ以外は黒色で書かれる。」(谷口二〇一一、七二頁) 実際、多くのイル＝ハン発令モンゴル語文書の本文末尾の定型である「我ら(朕)の文書」(*bi'ig manu*)の「我ら(朕)の」(*manu*)という部分は多くの文書で金文字が使用されている。

(65) ただし、同じ勅令であってもイル＝ハン朝末期以降から見られる金印文書は漢字宝璽が押された勅令と比べるとかなりサイズが小さくなる。

(66) ただし、イル＝ハン朝において使臣による文書の開読がおこなわれたのか、管見の限り明言する史料はない。元朝の開読に関しては、船田二〇〇五を参照。

付記：協定に基づき文書調査および文書写真の使用を許可してくださったイラン国立博物館、また、協定の締結に際してひとかたならぬ助力をいただいたエマ＝シャイフル＝ホキヤマリー氏に対してこの場を借りて改めて感謝の意を表したい。本稿はトヨタ財団二〇〇九年度アジア隣人プログラム(アジアにおける伝統文書の保存、活用、継承)特定課題「イラン・中国・日本共同によるアルダビール文書を中心としたモンゴル帝国期多言語複合文書の史料集成」(D09-ID-043)の成果の一部である。

(早稲田大学中央ユーラシア歴史研究所研究員)